

令和7年度
一般競争入札による
県有地の売払い応募要領
(第6回 土地)



静岡県財務部行政経営課

〒420-8601

静岡市葵区追手町9番6号 県庁本館1階

TEL 054-221-2123

FAX 054-221-2854

入札による 売払い方法	事前に参加を申し込まれた入札参加者に入札書を提出していただき、県が定めた予定価格以上の入札書のうち、最高額の入札書を提出した方を落札者(買受け予定者)として決定する方法です。 なお、本要領による県有地という表現は、建物等を含む県有財産の総称を示すものとします。
----------------	--

目 次

(1) 入札による県有地売払いの概要	……	P 1～4
(2) 入 札 参 加 心 得 書	……	P 5～10
(3) 県有財産売買契約書(案)	……	P 11～14
(4) 承 諾 書	……	P 15
(5) 入 札 参 加 関 係 書 類	……	P 17～33
(入札参加申込書、誓約書、口座振替通知登録申出書、入札書、委任状)		
(6) 【入札書・委任状の記入例等】	…	P 35～40
(7) 物 件 調 書	……	P 41～77
沼津地区校長住宅跡地	…	41～48
沼津市上香貫字宮原町 1529 番 1、1529 番 2		
清水警察署蒲原独身寮跡地		
静岡市清水区蒲原字六本松 137 番 23、137 番 39、137 番 40、	…	49～71
字榊形 7 番 18、7 番 78、7 番 79、		
字長堰堤外 50 番 12、50 番 17、50 番 18		
藤枝東高等学校職員住宅(藤岡)跡地	…	72～77
藤枝市藤岡一丁目 178 番		

入札による県有地売払いの概要

1 入札により売払う県有地

入札により売払う県有地は以下のとおりです。詳細については、この応募要領の物件調書を御覧ください。

入札 番号	入 札 対 象 財 産	地目	土地:地積 (㎡:実測)	予定価格 (円)
125	沼津地区校長住宅跡地 沼津市上香貫字宮原町1529番1、1529番2	宅地	399.95	23,080,000
127	清水警察署蒲原独身寮跡地 静岡市清水区蒲原字六本松137番23、137番39、137番40、 字枳形7番18、7番78、7番79、字長堰堤外50番12、 50番17、50番18	宅地	787.88	17,400,000
128	藤枝東高等学校職員住宅（藤岡）跡地 藤枝市藤岡一丁目178番	宅地	1,494.15	42,320,000

(注)● 予定価格は、当該物件における最低売却価格であり、予定価格未満での入札は無効とします。

●入札番号127について

- ・当物件は、敷地内に県企業局の工業用水管が埋設されており、落札決定後に県企業局と落札者との間で地上権設定契約を締結する必要があります。
- ・詳細については、物件調書及び地上権設定契約書(参考)を御確認ください。

2 入札参加資格者

原則として、どなたでも参加できます。ただし、入札に参加できない場合もありますので、詳しくは、この応募要領の「入札参加心得書」第3(入札参加資格)を御覧ください。

なお、共有で取得を希望する場合は、入札参加申込書に共有者それぞれの氏名、持分を記入してください。

3 入札参加申込書の受付期間、場所等

入札参加申込書が受付期間内に提出されない場合は入札に参加できませんので、御注意ください。

なお、申込に当たっては、この応募要領の入札参加申込書の様式を使用してください(コピーも可)。

(1) 受付期間

令和8年1月20日(火)から令和8年2月3日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(2) 受付場所

静岡県財務部行政経営課(県庁本館1階)

〒420-8601 静岡市葵区迫手町9番6号(電話番号:054-221-2123)

(3) 受付方法

持参又は郵送により提出してください。（電送及びファクシミリによる受付は行いません。）

郵送による提出の場合は、必ず書留郵便で、受付期間内に受付場所に到着するように提出してください。

4 現地説明会

各入札対象物件の所在地で、令和8年1月20日（火）から令和8年1月29日（木）の間で、静岡県が指定する日時に現地説明会を開催しますので、応札希望の方はできる限り参加してください。

（※）現地説明会に参加を希望する方は、次の受付先にて参加予約してください。

＜入札番号125＞

受付先：I R コモンズ株式会社（電話番号：055-946-5318）

＜入札番号127、128＞

受付先：山田土地建物株式会社（電話番号：054-654-1900）

＜現地説明会予約受付期間（全ての入札番号共通）＞

令和8年1月20日（火）から令和8年1月23日（金）までの午前9時から午後5時まで

5 入札日時等

入札に参加できるのは、事前に入札参加申込書を提出した方のみとなりますので、御注意ください。

なお、入札参加手続の詳細については、この応募要領の「入札参加心得書」を御覧ください。

(1) 入札執行の日時及び場所

入札番号	入札の日時	入札会場
125	令和8年2月13日（金）午前11時10分	静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁 本館1階 財産台帳電算室
127	令和8年2月13日（金）午前11時30分	
128	令和8年2月13日（金）午前11時40分	

（注）郵送により入札を実施するもので、開札は第三者たる当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行います。

(2) 入札書の受付及び受付期限並びに入札方法

入札書は郵送するものとし（書留郵便に限る。電送による入札は認めない。）、次の提出先に令和8年2月12日（木）午後5時までに必着とします。

＜入札書等提出先＞

静岡県財務部行政経営課（静岡県庁本館1階）

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

期限以降に提出された入札書は無効とします。なお、入札書は、この応募要領の入札書の様式を使用するものとし、入札書以外の必要添付書類については、この応募要領の「入札参加心得書」第6（入札書及び入札方法）を参照してください。

(3) 入札保証金

3の入札参加申込書を受理後、県が納入通知書を発行・送付しますので、下記金額を県が指定する期日（入札受付前）までに、県が指定する金融機関に納付し、納付済みの納入通知書兼領収書原本を入札書と併せて郵送してください（領収書原本は入札終了後郵送にてお返しします。）。

なお、入札保証金は、落札者以外の方には、入札日から30日以内に返還します。

入札番号	金額（円）
125、127、128	300,000

(4) 入札の無効事由

入札の無効事由に該当しないよう、御注意ください。なお、詳細は入札参加心得書第8（入札の無効）を御覧ください。

6 落札者との契約手続

契約手続の詳細については、入札終了後、落札者に個別に説明を行います。

(1) 契約書の提出等

落札した日から起算して14日以内に、県の定める契約書及び承諾書（この応募要領に添付した県有財産売買契約書(案)及び承諾書を参照）を提出していただくとともに、契約保証金として落札金額の10%以上の金額を納付していただきます。

(2) 売買代金の支払い

契約締結日から起算して30日以内に県が指定する期日までに、売買代金を納付していただきます。

ただし、納期限までに納付できないやむを得ない理由があると県が認めた場合は、遅延利息の納付を条件に売買代金の納付を遅延することができます。遅延利息は、納期限の翌日から売買代金を納付した日まで、年10.75パーセントの割合（年365日当たりの割合とする。）をもって算出した金額となります。

7 所有権移転登記手続等

売買代金納付後、県が所有権移転登記手続を行います。なお、登録免許税及び所有権移転後の公租公課は落札者の負担となります。

8 用途の制限

落札者は、買受けた財産を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所及び無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所の用途で使用することはできないので、御注意ください。

9 その他の注意事項

(1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円に限ります（添付・提示書類等が、

日本語以外の場合は翻訳文を添えてください。)

- (2) 物件の所有について複数者による共同所有を希望する場合は、入札において共同所有する者全員での申し込みが必要ですので、あらかじめ御相談ください。
- (3) 入札保証金及び契約保証金は、その受入期間について利子をつけません。
- (4) 物件の引渡しは、物件調書に特段の記載のない限り、現状のままで行いますので、物件調書を御参照のうえ、必ず事前に現地の確認をしてください。
なお、物件調書と現状が異なる場合には現状を優先します。
- (5) 土地の形質変更の費用負担については、県は対応しません。また、土地の形質変更をする場合は、騒音・粉塵防止対策等の周辺の環境に配慮してください。
- (6) 新たな建物を建築するにあたっては、建築基準法、文化財保護法及び県、市町の条例のほか協定等により、指導がなされる場合や開発負担金等が必要となる場合がありますので、関係機関に御確認ください。
- (7) 物件によっては、敷地内にフェンス、塀、柵等が設置されていますが、これらの工作物の補修・改修・撤去・再築造及びその費用負担については、県は対応しません。
- (8) 埋設物調査は実施していません。地中埋設物が発見されたとしてもこれらの撤去及びその費用負担については、県は対応しません。
- (9) 物件によっては、埋蔵文化財包蔵地に該当するため、開発方法によっては試掘調査が必要となる場合があります。(詳しくは物件所在市町の教育委員会にお問合わせください。)
- (10) 物件によっては、上下水道設備、ガス設備が敷設されていますが、経年劣化による影響等については確認していません。これらの敷設設備の補修・移設・改修・撤去・再築造及びその費用負担等については、県は対応しません。
- (11) 物件及び隣接地の擁壁・直壁・ブロック塀等について、地上及び地中にて境界を越えている場合がありますが、現状引渡しとなりますので、移設・撤去・再築造及びその費用負担等については、県は対応しません。
- (12) 物件の敷地内及び敷地上空又は隣接地等に電柱(電信柱・電柱付属物・電線等を含む)・支線・ゴミ置き場・道路設置物(ガードレール等)・道路標識(カーブミラー等を含む)等がある場合の移設・撤去等の可否等の取扱いについては、設置者又は管理者等にお問い合わせください。県ではこれらについて対応しません。
- (13) 物件の敷地内(地中を含む)にゴミ(家電等を含む)・ガラ・碎石・切り株等が存在する場合がありますが、撤去及びその費用負担等については、県は対応しません。
- (14) 現状での引渡しのため、現地の除草・伐採及びその費用負担等については、県は対応しません。
- (15) 物件によっては、木杭及びトラロープで柵をしてある場合がありますが、設置したまま引き渡します。撤去及びその費用負担等については、県は対応しません。
- (16) 物件調書に特段の記載のない限り、土壌汚染及び地盤に関する調査は行っていません。

入 札 参 加 心 得 書

(趣旨)

第 1 この心得書には、一般競争入札による県有地の売払いに参加を希望する者が守らなければならない事項を定めます。

(入札参加者の責務)

第 2 一般競争入札による県有地の売払いに参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）は、この入札参加心得書のほか、一般競争入札による県有地の売払い応募要領（以下「応募要領」という。）の記載事項及び現地等を熟知の上、入札に参加してください。

(入札参加資格)

第 3 次に掲げる者は入札に参加することができません。

(1) 公有財産に関する事務に従事する本県の職員

(2) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

(3) 次のアからエのいずれかに該当する事実があった後 2 年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ア 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

イ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

ウ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

エ 前各号のいずれかに該当する事実があった後 2 年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(4) 次のアからキのいずれかに該当する者

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下イにおいて「法」という）第 2 条第 2 号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 入札対象財産を取得するために、暴力団又は暴力団員等を利用している者

(5) 買い受けた県有地を、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業、暴力団の事務所及び無差別大量殺人を行

った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所の用に供しようとする者

（6） 入札参加申込書を県が指定した期日までに提出しなかった者

（入札参加申込）

第4 入札参加希望者は、県が指定する日までに、次の各号に掲げる書類を、静岡県財務部行政経営課に提出してください。なお、指定する日までに、必要な書類を提出しなかった者は、入札に参加することができません。

（1） 入札参加申込書

（2） 住民票（法人の場合は商業登記簿謄本）（発行から3ヶ月以内のもの）

（3） 誓約書（役員等名簿を含む ※個人の場合も作成が必要です。）

（4） 印鑑証明書（発行から3ヶ月以内のもの）

（5） 口座振替による支払及びファクスによる口座振替通知登録申出書

2 郵送による申込は書留郵便で行い、指定する日までに静岡県財務部行政経営課に到着するよう送付してください。

3 ファクシミリによる入札参加申込書及び関係書類の提出は認めません。

（現地説明会）

第5 入札対象財産の内容を熟知してもらうため、県が指定する日時に現地説明会を行いますので、できる限り参加してください（現地説明会に参加するには、事前予約が必要です。）。

2 現地説明会では、応募要領に添付した物件調書に基づき、入札対象財産の状況を説明します。

3 現地説明会の当日において、天災その他やむを得ない事由が生じたときは、説明会を延期し、又は取り止めることがあります。

（入札書及び入札方法）

第6 入札参加者又はその代理人は、入札書（この応募要領による様式）に次の各号に掲げる事項を記載し、別記1に記載の日時までに郵送（書留郵便に限る。電送による入札は認めない。）により、別記1記載の場所に必着しなければなりません。

（1） 入札金額

（2） 入札年月日（入札書記入日）

（3） 入札参加者の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）を記載の上、実印にて押印してください。

（4） 代理人が入札する場合は、入札参加者の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）を記入するとともに（押印は不要）、代理人の氏名を記入し、押印してください。

2 記入には、鉛筆等の容易に消去可能な筆記具は使用しないでください。

3 金額には算用数字を使用し、最初の数字の前に「金」又は「¥」の文字を記入してください。

4 入札書は、封筒（外から中身が確認できるものは使用できません。）に入れ密封し、裏面割印のうえ、その外側に入札番号及び氏名（法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名）を記載し、代理人が入札する場合は当該代理人の氏名を併記してくだ

さい。 別添「[参考]入札書封緘方法(例)」参照

5 入札書を入れた封筒は、別の郵送用封筒に入れた上で書留郵便にて郵送してください（郵送用封筒の中に入札書が入った封筒を入れて郵送してください。）。

6 入札書を入れた封筒とは別に次の各号に掲げる必要添付書類も郵送用封筒に同封してください。 別添「[参考]郵送用封筒のイメージ」参照

(1) 入札保証金に係る納入通知書兼領収書の原本（金融機関等の領収印が押印されたもの。入札終了後に郵送にてお返しします。）（なお、Pay-easy（ペイジー）を利用して納付したために領収書が発行されなかった場合は、支払い済みであることを確認できるもの（当該支払い処理が完了したことを示したページを印刷したもの等）を郵送してください。）

(2) 委任状（代理人が入札を行う場合にのみ必要となります。）

7 入札参加者又はその代理人は、その郵送した入札書の書替え、引換え又は撤回をすることはできません。

8 金額以外の記入内容の訂正を行う場合は、二重取消線及び訂正印にて訂正をしてください。修正液及び修正テープは使用しないでください。

（入札保証金）

第7 入札参加者は、入札保証金として、入札する対象財産1件につき別に定める額を、県が指定する日までに、県が定める方法で納付してください。

2 入札保証金を納付した日からその返還を受ける日までの期間について、入札参加者は利息の支払いを請求することはできません。

（入札の無効）

第8 次の各号の一に該当する者が行った入札は、無効とします。

(1) 入札参加資格のない者

(2) 入札保証金が所定の額に満たない者

(3) 金額その他の事項につき確認できない記載をした者（修正液及び修正テープを使用した場合を含む）

(4) 談合その他不正行為を行ったと認められる者

(5) 入札対象財産1件につき2以上の入札をした者

(6) 自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札をした者

(7) 入札対象財産1件につき2人以上の代理人となって入札をした者

(8) 入札参加者又は代理人の記名押印のない入札をした者

(9) 鉛筆等の容易に消去可能な筆記具を使用した入札をした者

(10) 予定価格未満の入札をした者

(11) 金額を訂正した入札をした者

(12) 指定した日時、場所に入札をしなかった者

(13) 持参、電送又はファクシミリによる入札をした者

(14) 担当職員の指示に従わず入札をした者

(15) 委任状がなく入札参加者の代理人として入札した者

(16) 必要添付書類を入札書に添付しなかった者

(17) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反した入札をした者

(開札)

第9 開札は、別記2 入札執行の日時及び場所にて行います。当該入札は郵送によるものであるため、第三者たる当該入札事務に関係のない県職員を立ち会わせるものとします。

(落札者の決定)

第10 落札者は、県の予定価格以上、かつ、最高金額の入札を行った者としてします。

2 県の予定価格以上、かつ、最高金額の入札を行った者が2人以上あるときは、直ちに入札執行事務に関係のない県職員にくじを引かせ落札者を決定します。この場合、異議の申し立てはできません。

3 落札者がある時は、その者の氏名(名称)及び金額を、落札者がいない時はその旨を、入札参加者に電話又はメールにてお知らせします。

(入札執行の延期)

第11 開札前において、天災その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがあります。

(入札保証金の返還)

第12 入札保証金は、落札者以外の入札参加者には、入札日から30日以内に第4(5)により申出された口座に口座振込みで返還します。

2 落札者には、契約締結後、入札保証金を入札日から30日以内に返還しますが、落札者の申出により第14に規定する契約保証金の一部に充当することができます。

なお、入札保証金を納付した日からその返還を受ける日までの期間について、利息を付さないものとします。

(契約の締結)

第13 落札者が決定したときは、直ちに落札者に対し、落札した財産に係る売買契約(以下「契約」という。)の締結について必要な事項を通知します。

2 落札者は、落札の通知を受けた日から起算して14日以内(土曜日、日曜日及び祝日を含む。)に契約を締結しなければなりません。

3 前項の期間内に契約を締結しないとき又は落札者の入札の無効を発見したときは、その落札は効力を失います。

4 前項の場合、入札保証金は県に帰属し、落札者には返還しません。

5 落札者は、契約関係書類及び登記関係書類の作成に当たっては、実印を用いてください。

(契約保証金)

第14 落札者は、契約を締結する時までに、契約保証金として売買代金の100分の10以上に相当する金額(円未満の端数を切上げた額。また、入札保証金を契約保証金に充当した場合は、その差額となる不足額。)を、県が発行する納入通知書により県が指定する日までに納付しなければなりません。

2 契約保証金は、売買代金完納後30日以内に第4(5)により申出された口座に口座振込みで返還しますが、落札者の申出により売買代金の一部に充当することができます。

なお、契約保証金を納付した日からその返還を受ける日までの期間について、利息を付さないものとします。

(売買代金の支払い)

第15 落札者は、契約締結日から起算して30日以内（土曜日、日曜日及び祝日を含む。）で県が指定する期日までに、売買代金を、県が発行する納入通知書により納付しなければなりません。

ただし、落札者が売買代金を指定した日までに納付できない特別の理由があると県が認めた場合は、遅延利息を納付することを条件に売買代金の納付を遅延することができます。

2 遅延利息は、県が指定する期日の翌日から売買代金を納付した日までの期間を対象として、年10.75パーセントの割合（年365日当たりの割合とする。）を売買代金に乗じて算出した金額（円未満切捨て）となります。

(契約の解除)

第16 落札者が次の各号の一に該当する場合には、県は契約を解除することができます。

- (1) 落札者が第15第1項の金額を納付しない場合
- (2) 契約後、契約について不正の事実が発見された場合
- (3) 前各号のほか、法令等又は契約に違反した場合

2 前項の場合、契約保証金は県に帰属し、落札者には返還しません。

(所有権移転登記と公租公課)

第17 落札した財産の所有権移転登記手続は、売買代金（第15第1項ただし書きの遅延利息がある場合は当該遅延利息を含む。）の納付を確認した後、買受人の請求により、県が所有権移転登記手続を行います。

ただし、落札した財産が仮換地の場合は、換地処分登記完了後に県が所有権移転登記手続を行います。

2 所有権移転登記手続に要する不動産登録免許税及び所有権移転後の公租公課等は、買受人の負担とします。

3 落札した財産が仮換地の場合は、換地処分に伴う清算金の徴収金又は交付金は、買受人に帰属します。

(契約不適合責任)

第18 買受人は、契約締結後、落札した財産に種類、品質、数量等に関して本契約の内容に適合しない状態があることを発見しても、県に対して解除、損害賠償、追完請求又は代金減額請求等をすることはできません。ただし、当該契約が消費者契約法（平成12年法律第61号）の適用を受ける場合については、当該財産の引き渡しの日から2年間は、履行の追完又は代金の減額のいずれかを請求することができます。

(入札結果の公表について)

第19 入札結果については、入札参加者数、落札の有無、落札金額及び落札者の氏名を公表するとともに、一定期間、静岡県ホームページにも公開されます。ただし、個人（事業を営む個人を除く。）が落札した場合は、落札者は「個人」と表示します。

2 静岡県情報公開条例に基づく開示請求がなされた場合には、落札者に関する情報を開示することがあります。

別記

1 入札書提出期限及び提出先

(1) 入札書提出期限

令和8年2月12日（木）午後5時

(2) 入札書提出先

郵送による提出に限る。（書留郵便に限る。電送による入札は認めない。）

〒420-8601

静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県財務部行政経営課（静岡県庁本館1階）

2 入札執行の日時及び場所

(1) 入札執行日時及び場所

入札番号	入札の日時	入札会場
125	令和8年2月13日（金）午前11時10分	静岡県葵区追手町9番6号 静岡県庁 本館1階 財産台帳電算室
127	令和8年2月13日（金）午前11時30分	
128	令和8年2月13日（金）午前11時40分	

県有財産売買契約書（案）

売出人 静岡県（以下「甲」という。）と、買受人〔*落札者〕（以下「乙」という。）とは、次の条項により、県有財産の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 甲は、その所有する次に掲げる物件（契約締結時において土地に付随し、あるいは定着するもの一切を含む。以下「当該物件」という。）を現状有姿により乙に売り渡し、乙は、これを買受けるものとする。

土地の所在地	区 分	面 積（㎡）	摘 要
			実測面積
			公簿面積

（売買代金の額）

第3条 当該物件の売買代金は、金 〔*落札金額〕 円とする。

（契約保証金）

第4条 乙が売買代金を甲の指定する期日までに納付した場合、甲は乙が既に納付済みの契約保証金 〔*落札金額の1割以上の額〕 円を乙に返還しなければならない。ただし、乙が契約保証金を売買代金の一部に充当するよう甲に申し出たときは、契約保証金を売買代金の一部に充当することができる。

2 契約保証金には、利子を付さない。

3 乙が第5条第1項に規定する義務を履行しないため、第13条第1項の規定により、甲がこの契約を解除したときは、契約保証金は甲に帰属する。

（売買代金の納付方法等）

第5条 乙は、売買代金（前条第1項ただし書の規定により、乙が契約保証金を売買代金の一部に充当する場合は、充当する契約保証金を売買代金から控除した金額）を、甲が発行する納入通知書により、令和 年 月 日までに、甲が指定する金融機関に納付しなければならない。

2 前項に定める納期限までに乙が納付できない特別の理由があり、甲がやむを得ないと認めた場合は、その納期限の翌日から売買代金を納付した日まで、年10.75パーセントの割合（年365日当たりの割合とする。）をもって算出した金額を、乙は遅延利息として甲に支払わなければならない。

（所有権の移転及び登記の嘱託）

第6条 当該物件の所有権は、売買代金を完納した日に移転するものとする。

2 所有権移転登記は、売買代金完納後、乙の請求に基づき甲が所轄法務局に嘱託して行うものとし、これに要する登録免許税その他の経費は乙の負担とする。
(当該物件の引渡し)

第7条 甲は、当該物件の所有権が乙に移転した後、甲乙双方が定める日に、その所在する場所において乙に引き渡すものとする。
(特則)

第8条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当した場合は、契約を解除することができる。

一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

二 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

三 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

四 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

五 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

六 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

七 当該物件を取得するために、暴力団又は暴力団員等を利用している者

八 当該物件を、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業、暴力団の事務所及び無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所の用に供したとき。

2 甲は、前項に規定する事項について必要があると認めるときは、当該物件について、実地に調査し、又は所要の報告を求めることができる。この場合、乙は、その調査を拒み、妨げ、又は報告を怠ってはならない。

(違約金)

第9条 前条第1項の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は売買代金の3割に相当する金額を、違約金として甲に支払わなければならない。

(公租公課の負担責任)

第10条 所有権移転登記完了後における当該物件の公租公課その他一切の賦課金

は、乙が負担しなければならない。

(危険負担)

第11条 当該物件の引渡し前に、天災地変その他甲乙のいずれの責にも帰すことのできない事由によって、当該物件が滅失し、甲がこれを引き渡すことができなくなったときは、乙は売買代金の支払いを拒むことができ、甲又は乙はこの契約を解除することができる。

2 当該物件の引渡し前に、前項の事由によって当該物件が損傷したときは、甲は、本物件を修補し又は修補に要する費用を減額した上で、乙に引渡すものとする。この場合、甲の修復行為又は修補金額の算出等によって引渡し第7条により定めた期日を超えても、乙は甲に対し、その引渡し延期について異議を述べることはできない。この場合、第5条の売買代金の納付期限については、甲乙協議の上延期することができる。

3 甲は、前項の修補が著しく困難なとき又は過大な費用を要するときは、この契約を解除することができるものとし、乙は、本物件の損傷により契約の目的が達せられないときは、この契約を解除することができる。

4 第1項又は前項によってこの契約が解除された場合、甲は、受領済の金員を無利息で乙に返還する。

(契約不適合責任)

第12条 乙は、本契約を締結した後において、売買物件に種類、品質、数量等に関して本契約の内容に適合しない状態があることを発見しても、甲に対して解除、損害賠償、追完請求又は代金減額請求等を行うことはできないものとする。ただし、当該契約が消費者契約法（平成12年法律第61号）の適用を受ける場合は、甲は、当該物件引き渡しの日から2年間、履行の追完をする責任又は代金の減額をする責任のみを負うものとする。

(契約の解除等)

第13条 甲乙いずれか一方がこの契約に違反したときは、その相手方は、いつでもこの契約を解除することができる。

2 前項又は第8条第1項の規定により、この契約が解除されたときは、乙は当該物件を直ちに原状に回復し、速やかに甲に返還しなければならない。

3 第1項又は第8条第1項の規定により、この契約が解除された場合において、解除した者に損害が生じたときは、その相手方は直ちにその損害を賠償しなければならない。

4 第4条に規定する契約保証金及び第9条に規定する違約金は、前項に規定する損害賠償の予定又はその一部と解釈しない。

(合意管轄)

第14条 この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を管轄裁判所とする

ことに合意する。

(定めのない事項の処理)

第15条 この契約に定めのない事項については、法令の定めるところによるもののほか、甲乙双方協議の上処理するものとする。

上記契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

ただし、本契約を契約の内容を記録した電磁的記録により締結する場合は、当事者が総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号）第2条第2項第1号に規定する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

令和 年 月 日

(甲) 静岡市葵区追手町9番6号
 静岡県知事 鈴木 康友

(乙) *落札者の住所・氏名

承 諾 書

私は、下記県有地の買受けにつき、物件調書及び現地を確認の上、現状により買受けることを承諾します。

記

土地の所在地	地 目	面 積 (㎡)	摘 要

令和 年 月 日

静岡県知事 鈴木 康友 様

住 所

氏 名

(名称・代表者名)

印

共有者 氏 名

(名称・代表者名)

印

白
紙

一般競争入札（県有地売払い）参加申込書

令和 年 月 日

静岡県知事 鈴木 康友 様

申込人 住 所

氏 名

印

(名称・代表者名)

電 話 番 号

【共有名義の場合】

共有者の氏名

(名称・代表者名)

印

一般競争入札(県有地売払い)に参加したいので、現況及び物件調書を確認並びに、応募要領等を熟知のうえ、入札参加を申し込みます。

記

入札番号	入 札 対 象 財 産	土地:地積 (㎡:実測)

※ 申込人の「住民票」（法人の場合は法人登記簿謄本）（発行から3ヶ月以内のもの）、別添「誓約書」（役員等名簿を添付）、「印鑑証明書」（発行から3ヶ月以内のもの）及び「口座振替による支払及びファクスによる口座振替通知登録申出書」を必ず添付してください。

白
紙

誓 約 書

☐ 私

☐ 当社又は当団体

は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合に、別紙役員等名簿により提出する当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約等の相手方として不適当なものとして次に掲げるもの

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員等（暴力団員（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしているもの
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に有利な取扱いをする等直接的かつ積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの
- (6) 売払対象財産を取得するために、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの

2 契約の相手方として不適当な行為をするものとして次に掲げるもの

- (1) 暴力的な要求行為を行うもの
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行うもの
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行うもの
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行うもの
- (5) その他前各号に準ずる行為を行うもの

静岡県知事 鈴木 康友 様

年 月 日

住 所

商号又は名称

氏名（代表者）

㊞

【共有名義の場合】

共有者の氏名
(名称・代表者名)

㊞

※ 添付書類：役員等名簿

別添 「役員等名簿」 (※誓約書添付資料)

役員等名簿

所在地 _____

会社名 _____

作成担当者 _____

連絡先 _____

No	役 職	氏名 カナ	氏名 漢字	生年月日 (大正 T、昭和 S、平成 H)	性別 (男女)
例	(記入例) 代表取締役	シヅカ 伊吹	静岡 一郎	S35. 8. 16	男
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

- 1 本様式に記載の個人情報を貴職が警察に照会することに異議ありません。
- 2 虚偽の記載等を行った場合には、競争入札参加資格の取消し並びに契約の解除等がなされても異存ありません。

年 月 日

住 所

商号又は名称

氏名 (代表者)

印

【共有名義の場合】

共有者の氏名
(名称・代表者名)

印

記 入 要 領

- 1 記入例の下に、役員等（法人にあっては役員及び業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、個人にあってはその者及び支配人をいう。）の役職名、氏名（カナ(ｶﾅ)）、氏名（漢字）、生年月日、性別を記載してください。
- 2 提出にあたっては、氏名、生年月日等の個人情報が3の目的のために提出又は利用されることについて、必ず当該名簿に記載されている全員の同意を取ってください。
- 3 役員等名簿は、役員等が誓約書中の1及び2に該当する者であるか否かを確認するために利用し、それ以外の目的のために提供又は利用するものではありません。
- 4 役員等名簿には、申請人が記名押印をしてください。
- 5 役員等名簿には、申請人の印鑑に関する証明書（住所地の市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあっては、市長又は区長とする。）又は登記官が作成するものに限る。）を添付してください。

(様式2)

口座振替による支払及びファクスによる口座振替通知登録申出書

年 月 日

様

住所（所在地）

次のとおり登録してください。

氏名（名 称）

代 表 者

（電話番号 — — ）

（ 色 の部分だけをペン又はボールペンで丁寧に記入してください。）

・口座振替通知FAX送信受領
承諾者のみ記入（県内の方のみ）

所 属	区分	① 入札参加資格	債権者番号	② 電話番号	③ ファクス用電話番号

④ 氏名・名称（カナ）

⑤ 氏名・名称（漢字）上段

⑥ 氏名・名称（漢字）下段

⑦ 組織区分	⑧ 業種	⑨ 郵便番号	⑩ 県コード	市町村コード	字コード

⑪ 県市区郡町村丁目等（漢字）

⑫ 地番等（漢字）

⑬ 方書等（漢字）（「△△ビル3F」、「□□様方」などを記入する。）

（以下については、通帳、金融機関などでお確かめのうえ、誤りのないように記入してください。）

⑭ 通常口座振替先

振 替 先 金 融 機 関 名	金融機関コード	1 普通（預金） 2 当座（預金） 7 別段（預金）
銀行・信金・農協 労金・信組 店		
口 座 名 義 人（カ ナ）	預金種別	口 座 番 号

⑮ 前払金用口座振替先

（建設業者等で、県の公共工事について前払金の預託口座がある場合のみ記入する。）

振 替 先 金 融 機 関 名	金融機関コード	1 普通（預金） 2 当座（預金） 7 別段（預金）
銀行・信金・農協 労金・信組 店		
口 座 名 義 人（カ ナ）	預金種別	口 座 番 号

※ 記載上の留意点は、別紙「記載要領」をご覧ください。

※ この用紙のみを切りはなして返送してください。

※ 個人情報の保護について

この申出書に御記入いただいた個人情報は、静岡県財務会計システムに登録し、静岡県の公金の口座振替払のみに利用します。
なお、御提供いただきました個人情報は、静岡県個人情報保護条例の規定に基づき、適切に管理します。

《 記入例 》 (個人の場合)

口座振替による支払及びファクスによる口座振替通知登録申出書

令和 2 年 1 0 月 1 日

静岡県知事 様

住所(所在地) 静岡市葵区追手町9番18号 静岡中央ビル8F

次のとおり登録してください。

氏名(名称) 静岡 太郎

代 表 者

(電話番号 0 5 4 - 2 2 2 - 3 3 3 3)

(色の部分だけをペン又はボールペンで丁寧に記入してください。)

・口座振替通知FAX送信受領承諾者のみ記入(県内の方のみ)

所 属	区分	① 入札参加資格	債権者番号	② 電話番号	③ ファクス用電話番号
		1		0 5 4 - 2 2 2 - 3 3 3 3	0 5 4 - 2 2 2 - 5 5 5 5

④ 氏名・名称(カナ)
シ ス ト オ カ タ ロ ウ

⑤ 氏名・名称(漢字)上段
静 岡 太 郎

⑥ 氏名・名称(漢字)下段

⑦ 組織区分	⑧ 業種	⑨ 郵便番号	⑩ 県コード	市町村コード	字コード
	2 3	4 2 0 - 0 8 5 3	2 2		

⑪ 県市区郡町村丁目等(漢字)
静 岡 市 葵 区 追 手 町

⑫ 地番等(漢字)
9 番 1 8 号

⑬ 方書等(漢字) (「△△ビル3F」、「□□様方」などを記入する。)
静 岡 中 央 ビ ル 8 F

(以下については、通帳、金融機関などでお確かめのうえ、誤りのないように記入してください。)

⑭ 通常口座振替先

振 替 先 金 融 機 関 名	金融機関コード	1 普通(預金) 2 当座(預金) 7 別段(預金)
静岡 銀行・信金・農協 労金・信組 呉服町支店		
口 座 名 義 人 (カ ナ)	預金種別	口 座 番 号
シ ス ト オ カ タ ロ ウ	1	1 2 3 4 5 6 7

⑮ 前払金用口座振替先

(建設業者等で、県の公共工事について前払金の預託口座がある場合のみ記入する。)

振 替 先 金 融 機 関 名	金融機関コード	1 普通(預金) 2 当座(預金) 7 別段(預金)
銀行・信金・農協 労金・信組 店		
口 座 名 義 人 (カ ナ)	預金種別	口 座 番 号

※ 記載上の留意点は、別紙「記載要領」をご覧ください。

※ この用紙のみを切りはなして返送してください。

※ 個人情報の保護について

この申出書に御記入いただいた個人情報は、静岡県財務会計システムに登録し、静岡県の公金の口座振替払のみに利用します。
なお、御提供いただきました個人情報は、静岡県個人情報保護条例の規定に基づき、適切に管理します。

《 記入例 》 (法人の場合)

口座振替による支払及びファクスによる口座振替通知登録申出書

令和 2 年 4 月 1 日

静岡県知事 様

住所(所在地) 静岡市葵区追手町 9 番18号 静岡中央ビル 8F

次のとおり登録してください。

氏名(名称) 浜松産業株式会社 静岡支店

代 表 者 支店長 甲野 乙太郎

(電話番号 0 5 4 - 2 2 2 - 3 3 3 3)

(色の部分だけをペン又はボールペンで丁寧に記入してください。)

・口座振替通知FAX送信受領
承諾者のみ記入(県内の方のみ)

所 属	区分	① 入札参加資格	債権者番号	② 電話番号	③ ファクス用電話番号
		1		0 5 4 - 2 2 2 - 3 3 3 3	0 5 4 - 2 2 2 - 5 5 5 5

④ 氏名・名称(カナ)
ハ マ マ ツ サ ン キ ャ ヨ ウ カ ブ シ キ カ イ シ ヤ シ ス オ カ シ テ ン

⑤ 氏名・名称(漢字) 上段
浜 松 産 業 株 式 会 社 静 岡 支 店

⑥ 氏名・名称(漢字) 下段
支 店 長 甲 野 乙 太 郎

⑦ 組織区分	⑧ 業種	⑨ 郵便番号	⑩ 県コード	市町村コード	字コード
0 1	2 3	4 2 0 - 0 8 5 3	2 2		

⑪ 県市区郡町村丁目等(漢字)
静 岡 市 葵 区 追 手 町

⑫ 地番等(漢字)
9 番 1 8 号

⑬ 方書等(漢字) (「△△ビル3F」、「□□様方」などを記入する。)
静 岡 中 央 ビ ル 8 F

(以下については、通帳、金融機関などでお確かめのうえ、誤りのないように記入してください。)

⑭ 通常口座振替先

振 替 先 金 融 機 関 名	金融機関コード	1 普通(預金) 2 当座(預金) 7 別段(預金)
静岡 銀行・信金・農協 労金・信組 呉服町支店		√ 2
口 座 名 義 人 (カ ナ)	預金種別	口 座 番 号
ハ マ マ ツ サ ン キ ャ ヨ ウ (カ) シ ス オ カ シ テ ン	1	1 2 3 4 5 6 7

⑮ 前払金用口座振替先

(建設業者等で、県の公共工事について前払金の預託口座がある場合のみ記入する。)

振 替 先 金 融 機 関 名	金融機関コード	1 普通(預金) 2 当座(預金) 7 別段(預金)
銀行・信金・農協 労金・信組 店		√ 2
口 座 名 義 人 (カ ナ)	預金種別	口 座 番 号

※ 記載上の留意点は、別紙「記載要領」をご覧ください。

※ この用紙のみを切りはなして返送してください。

※ 個人情報の保護について

この申出書に御記入いただいた個人情報は、静岡県財務会計システムに登録し、静岡県の公金の口座振替払のみに利用します。
なお、御提供いただきました個人情報は、静岡県個人情報保護条例の規定に基づき、適切に管理します。

領 要 載 記

項目① 入札参加資格

- ・本県の入札参加資格の有無により、次の区分を記入する。

区分	1	入札参加資格を有しない
	2	物品入札参加資格者（出納局用度課所管）
	3	建設工事・コンサルタント入札参加資格者（交通基盤部建設業課所管）
	4	庁舎管理入札参加資格者（経営管理部管財課所管）
- ・複数の入札参加資格を有する場合は、資格ごとに別様で申出書を提出してください。用紙は適宜複写したものを使用してください。

【記入文字（漢字、かな、カタカナ等）基本事項】

- ・ 記載（掲載）できる漢字文字は、JIS X 0208 1997（JIS 第一水準漢字、第二水準漢字、非漢字）の範囲です。（ただし、口座情報に関しては、口座情報欄に別に記載しています。）

項目②、③ 電話番号(13桁)、ファクス用電話番号(12桁)

- ・市外局番、市内局番、番号の間を“－”（ハイフン）で区切り、左詰めで記入する。
- ・ファクス用電話番号は、県内の方でファクスによる口座振替通知を承諾される場合にのみ記入する。

項目④ 氏名・名称 (力十) 半角 4 8 文字以内

- ・濁点、半濁点等も1マス使用する。
- ・姓と名はつなげる。商号等と支店名等の間に空白（説明上▲表示）を入れる。
- ・個人の場合、事業主の氏名のみではなく、屋号も含めて記入する。
（例） 静岡文具店 静岡太郎 → シズオカフ[°] シンク[°] テン▲シス[°] オカタロウ （屋号や氏名を空白で区切り記入）
- ・法人の場合、「カブシキガイシャ」などの組織名称を記入し、代表者名等は必要に応じて記入する。
（例） 浜松産業株式会社沼津支店 代表取締役 浜松次郎 → ハママツサンキ[°] ヨウカフ[°] シキカ[°] イシャヌマツ[°] シテン ▲ダ[°] イヒヨウトリシマリヤク▲ハママツジ[°] ロウ

項目⑤⑥ 氏名・名称 (漢字) 全角 2 5 文字×2 行＝5 0 文字以内

- ・濁点、半濁点等を伴うひらがな、カタカナは1マスに記入する。(項目④の記載方法と異なります。)
- ・先頭から正式名称を記入してください。姓と名の間は1マス空白(説明上▲表示)とする。
(例) 静岡文具店 静岡太郎 → 静岡文具店▲静岡▲太郎 又、 静岡▲太郎
- ・法人の場合、「株式会社」などの組織名称は「組織コード一覧表」の整合性のあるものを必ず記入し、代表者名等は必要に応じて記入する。
- ・「株式会社」などの組織名称が商号等と支店名等の中間にある場合は、間を空白(説明上▲表示)で区切る。
(例) 株式会社浜松産業 又は、浜松産業株式会社 → 株式会社▲浜松産業 又は、浜松産業▲株式会社
株式会社浜松産業沼津支店 → 株式会社浜松産業▲沼津支店 又は、 株式会社▲浜松産業▲沼津支店
或いは 株式会社▲浜松産業▲▲沼津支店
浜松産業株式会社沼津支店 → 浜松産業株式会社▲沼津支店 又は、 浜松産業▲株式会社▲沼津支店
或いは 浜松産業▲株式会社▲▲沼津支店

項目⑦ 組織区分コード2桁

- ・別紙「組織コード一覧表」中のコード2桁を記入する。
- ・項目⑤⑥中に記載のある組織と同等のものを「組織コード一覧表」の中から選択する。

項目⑧ 業種コード2桁

- ・別紙「業種コード一覧表」中のコード2桁を記入する。
- ・建設工事・コンサルタントの入札参加資格を有する者としての申出書については、「業種コード一覧表」のうち、2の建設業者等の中から該当するもの又は代表的なものを選択する。
- ・庁舎管理の入札参加資格を有する者としての申出書については、「業種コード一覧表」のうち、3の庁舎管理の中から該当するもの又は代表的なものを選択する。
- ・上記以外の場合は「業種コード一覧表」のすべての中から自由に選択する。

項目⑨ 郵便番号 7桁

- ・ 7桁の郵便番号のハイフンを意識して記入する。

項目⑩県コードコード2桁

- ・ 県内に所在する方（業者）の場合
県コード欄に「22」（静岡県のコード）を記入する。
- ・ 県外に所在する方（業者）の場合
県コード欄に別紙「県コード一覧表」の中から該当する県コード（2桁）を記入する。

項目⑪、⑫、⑬ 県市区郡町村丁目等（漢字）、地番等（漢字）、方書等（漢字）全角26文字×3行＝78文字以内

- ・濁点、半濁点を伴うひらがな、カタカナは1マスに記入する。(項目④の記載方法と異なります。)
- ・県内に所在する方(業者)の場合
県市町村(漢字)欄に、静岡県と以下に続く市区郡町名及び町丁目までを記入する。
地番(漢字)欄には市区群町名及び丁目に続く地番を記入する。方書等があれば方書(漢字)欄に記入する。
- ・県外に所在する方(業者)の場合
県市町村(漢字)欄に、都道府県名及び続く市区郡町村名及び丁目までを記入する。
地番(漢字)欄には市区群町村名及び丁目に続く地番を記入する。方書等があれば方書(漢字)欄に記入する。

項目⑭ 通常口座振替先

- ・口座振替先金融機関名（金融機関及び支店名等と該当する箇所に○）、口座名義人（カナ30桁以内で左づめ）、口座種別（日本語又はコード）、口座番号（7桁に満たない場合には、左側を0埋めするか、又は右詰めとする）を誤りのないよう記入する。（金融機関コードは記入しない。）

項目⑮ 前金払用口座振替先

- ・県の公共工事について前払金の預託口座がある場合に⑭と同じ要領で記入する。（金融機関コードは記入しない。）

【口座情報記入基本事項】

金融機関に登録されている口座情報を正確に記載してください。記載（掲載）できる文字は以下の範囲に限定されています。

数字：0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

カナ：アイウエオカキクケコサシスセソタチツテトナニヌネノハヒフヘホマミムメモヤユヨラリルレロリンヲ

記号：¥「」（）／－，．`´

英字：A B C D E F G H I J K L M N O P Q R S T U V W X Y Z

及び、半角スペース

以下の場合には注意してください。

半角カナ小文字は半角カナ大文字を、半角アルファベット小文字は半角アルファベット大文字を、中点“・”はピリオド“.”を、長音“ー”とアンダーバー（下線）“_”はハイフン“-”を使用します。

《略語》

「株式会社」などの法人、営業所、事業所の種類名は略語を使用する事ができます。

下表を参考に正しい法人格を入力してください。

1 法人略語、営業所略語の記入例（カナ文字略語は、略語判別表示としてカッコを付して記入してください）

(1) 名称の初めに使うとき、先頭の「(」は省略する。 株式会社 浜松産業 → カ) ハマツサンキョウ

(2) 名称の終わりに使うとき、末尾の「)」は省略する。 浜松産業 株式会社 → ハマツサンキョウカ)

(3) 名称の途中に使うとき、「()」で囲む。 浜松産業 株式会社 沼津営業所 → ハマツサンキョウカ)ヌマス(エイ

2 事業略語の記入例（カッコを付さず、続けて記入してください） 静岡県協同組合 シズカケンキョウカミ

略語が入力できる種類名と略語一覧◆**1. 法人略語**

種類名	略語		
	先頭に使うとき	途中に使うとき	末尾に使うとき
株式会社	カ)	(カ)	(カ
有限会社	ユ)	(ユ)	(ユ
合名会社	メ)	(メ)	(メ
合資会社	シ)	(シ)	(シ
合同会社	ド)	(ド)	(ド
医療法人	イ)	(イ)	(イ
(一般、公益)財団法人	ザイ)	(ザイ)	(ザイ
(一般、公益)社団法人	シヤ)	(シヤ)	(シヤ
宗教法人	シユウ)	(シユウ)	(シユウ
学校法人	ガク)	(ガク)	(ガク
社会福祉法人	フク)	(フク)	(フク
更生保護法人	ホゴ)	(ホゴ)	(ホゴ
相互会社	ソ)	(ソ)	(ソ
特定非営利活動法人	トクヒ)	(トクヒ)	(トクヒ
独立行政法人	ドク)	(ドク)	(ドク
弁護士法人	ベン)	(ベン)	(ベン
有限責任中間法人	チュウ)	(チュウ)	(チュウ
無限責任中間法人	チュウ)	(チュウ)	(チュウ
行政書士法人	ギョ)	(ギョ)	(ギョ
司法書士法人	シホウ)	(シホウ)	(シホウ
税理士法人	ゼイ)	(ゼイ)	(ゼイ
国立大学法人	ダイ)	(ダイ)	(ダイ
農事組合法人	ノウ)	(ノウ)	(ノウ

2. 営業所略語

種類名	略語		
	先頭に使うとき	途中に使うとき	末尾に使うとき
営業所	エイ)	(エイ)	(エイ
出張所	シュツ)	(シュツ)	(シュツ

3. 事業略語

種類名	略語
連合会	レン
共済組合	キヨウサイ
協同組合	キヨウクミ
生命保険	セイメイ
海上火災保険	カイジヨウ
火災海上保険	カサイ
健康保険組合	ケンポ
国民健康保険組合	コクホ
国民健康保険団体連合会	コクホレン
社会保険診療報酬支払基金	シヤホ
厚生年金基金	コウネン
従業員組合	ジユウクミ
労働組合	ロウクミ
生活協同組合	セイキョウ
食糧販売協同組合	シヨクハンキョウ
国家公務員等共済組合連合会	コクキョウレン
農業協同組合連合会	ノウキョウレン
経済農業協同組合連合会	ケイザイレン
共済農業協同組合連合会	キヨウサイレン
漁業協同組合	ギョキョウ
漁業協同組合連合会	ギョレン
公共職業安定所	シヨクアン
社会福祉協議会	シヤキョウ
特別養護老人ホーム	トクヨウ
有限責任事業組合	ユウクミ

組 織 コ ー ド 一 覧 表

組織コード	名 称
00	なし
01	株式会社
02	合資会社
03	合名会社
04	有限会社
05	企業組合
06	相互会社
07	合同会社
08	特定目的会社
11	医療法人
12	信用金庫
13	森林組合
14	農業協同組合
15	漁業協同組合
16	協同組合
17	有限責任事業組合
18	農事組合法人
21	財団法人
22	社団法人
23	宗教法人
24	社会福祉法人

組織コード	名 称
25	学校法人
26	特定非営利活動法人
27	無限責任中間法人
28	有限責任中間法人
29	独立行政法人
31	監査法人
32	行政書士法人
33	司法書士法人
34	社会保険労務士法人
35	税理士法人
36	土地家屋調査士法人
37	弁護士法人
41	一般財団法人
42	一般社団法人
43	公益財団法人
44	公益社団法人
51	健康保険組合
52	共済組合
54	国立大学法人
71	職業訓練法人

業 種 コ ー ド 一 覧 表

- ① 登録申出書中の「業種」欄に記入するコードは、この一覧表によってください。
- ② 次の③、④のいずれにも該当しない場合は、「1 一般」、「3 建設業者等」及び「4 庁舎管理」の中から自由にコードを選択して記入してください。
- ③ 静岡県の建設工事及びコンサルタントの入札参加資格者は、「3 建設業者等」の中からコードを選択して記入してください。
- ④ 静岡県の庁舎管理入札参加資格者は、「4 庁舎管理」の中からコードを選択して記入してください。
- ⑤ 複数の業種にまたがって営業している場合は、代表的な業種を選択して記入してください。

1 一般

コード	業 種 区 分	例	示	コード	業 種 区 分	例	示
1	国等			20	家具・木竹材	家具・建具・ガラス、木竹材	
2	市町村			21	書籍・文具事務用品	書籍、文房具・事務用品	
3	資金前渡者			22	運動・娯楽・芸能芸術	スポーツ・運動施設、娯楽・趣味・おもちゃ・ホビー、音楽・芸能、芸術・工芸・工芸技術	
4	代理受領者						
5	金融機関			23	旅館・ホテル・観光	旅館・ホテル、観光	
10	医療・保健・衛生	医療、各種療法、医薬品・医療用品、保健・衛生		24	リースレンタル・代行	リース・レンタル、代行	
11	学校・各種学校	学校等、専修学校、各種学校・教室・塾		25	金融・不動産・法務	金融・保険・証券、不動産、法務・経営・コンサルタント	
12	文化・福祉施設・葬祭	文化・福祉施設、冠婚葬祭、宗教		26	運送・自動車・貿易	運送サービス、自動車・自転車、貿易	
13	百貨・雑貨・貴金属	デパート・スーパー、日用品・雑貨店、靴・鞆・皮革、	めがね・時計・貴金属	27	報道・通信・情報	報道、電気通信、情報産業	
				28	印刷・写真・広告	印刷・出版、写真、広告・宣伝	
14	衣料・寝具・繊維	衣料品、呉服・寝具、手芸・手芸品、織物・繊維		29	デザイン・設計・塗装	デザイン、設計、塗装	
15	飲料品・食料品	飲料品、食料品、穀物・麺類・調味料、青果物・海産物、菓子・パン		30	農林・園芸・水畜産	農林・園芸・水産・畜産	
				31	化学工業・ゴム・紙	化学工業・化学製品、ゴム・プラスチック、紙工業・紙製品	
16	飲食店・料理店	飲食店・喫茶店、料理店		32	機械工業・機械器具		
17	理美容・クリーニング	理容・美容、浴場、クリーニング		33	金属工業／製品・鉱業		
18	燃料・冷暖房	燃料、冷暖房・水道		34	組合・団体		
19	電化製品	電化製品		99	その他		

3 建設業者等

コード	業 種 区 分	コード	業 種 区 分	コード	業 種 区 分	コード	業 種 区 分
40	土木一式工事	51	鉄筋工事	62	造園工事	69	測量
41	建築一式工事	52	ほ装工事	63	さく井工事	70	建築関係建設コンサルタント
42	大工工事	53	しゅんせつ工事	64	建具工事	71	土木関係建設コンサルタント
43	左官工事	54	板金工事	65	水道施設工事	72	地質調査業務
44	とび・土工・コンクリート工事	55	ガラス工事	66	消防施設工事	73	補償コンサルタント
45	石工事	56	塗装工事	67	清掃施設工事	74	土木施設維持（清掃）
46	屋根工事	57	防水工事	68	土木建築総合建設業 （総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物及び建築物を建設する工事を行うもの）	75	土木施設維持（除草）
47	電気工事	58	内装仕上工事			76	土木施設維持（せんてい）
48	管工事	59	機械器具設置工事				
49	タイル・れんが・ブロック工事	60	熱絶縁工事				
50	鋼構造物工事	61	電気通信工事				

4 庁舎管理

コード	業 種 区 分	備 考（庁舎管理入札参加資格業種）	コード	業 種 区 分	備 考（庁舎管理入札参加資格業種）
80	警備		86	電話設備保守	
81	清掃		87	ボイラー設備保守	
82	廃棄物処理		88	ガス設備保守	（ガス漏れ設備を含む）
83	空調関連設備保守	空気環境測定、空調調和装置清掃、空調調和装置保守管理、冷凍機保守管理、冷却塔保守管理、送風機、排風機保守管理、冷温水発生装置保守管理	89	消防設備保守	警報設備保守管理、消火設備保守管理、避難設備保守管理
			90	昇降機自動階段保守	エレベータ保守管理、エスカレータ保守管理
			91	ねずみ・昆虫等防除	
84	衛生関連設備保守	貯水槽清掃、水質検査、給水管洗浄、排水槽清掃、湧水槽清掃、浄化槽保守点検、排水管洗浄、給排水設備保守管理、（水処理施設を含む）	92	建物総合管理	警備、清掃、空調関連、衛生関連、電気関連にまたがる入札参加資格を有し、建物の総合的な保守管理を行うもの
85	電気関連設備保守	受変電設備保守管理、非常用発電設備保守管理、蓄電池設備保守管理、電気一般設備保守管理（自動ドアを含む）			

県コード一覧表

- ① 申出書中、「県コード」欄及び「市町村コード」欄に記入するコードは、この一覧表によってください。
- ② 静岡県内の場合、申出書の「県コード」欄に“22”（静岡県のコード）を記入し、さらに、「市町村コード」欄に市町村コード（3桁）を記入してください。
- ③ 静岡県外の場合、申出書の「県コード」欄に該当する県コード（2桁）を記入し、「市町村コード」欄には何も記入しないでください。

県コード

区 分	コード	区 分	コード	区 分	コード	区 分	コード
北海道	01	東京都	13	滋賀県	25	香川県	37
青森県	02	神奈川県	14	京都府	26	愛媛県	38
岩手県	03	新潟県	15	大阪府	27	高知県	39
宮城県	04	富山県	16	兵庫県	28	福岡県	40
秋田県	05	石川県	17	奈良県	29	佐賀県	41
山形県	06	福井県	18	和歌山県	30	長崎県	42
福島県	07	山梨県	19	鳥取県	31	熊本県	43
茨城県	08	長野県	20	島根県	32	大分県	44
栃木県	09	岐阜県	21	岡山県	33	宮崎県	45
群馬県	10	静岡県	22	広島県	34	鹿児島県	46
埼玉県	11	愛知県	23	山口県	35	沖縄県	47
千葉県	12	三重県	24	徳島県	36		

白
紙

入 札 書

令和 年 月 日

静岡県知事 鈴木 康友 様

入札者 住 所

氏 名

(名称・代表者名)

共有者 氏 名

(名称・代表者名)

印

印

代理人氏名

印

下記入札番号の財産について、入札参加心得書記載事項を承諾の上、下記の金額で買い受けたいので、申し込みます。

記

	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
入札金額										

入札番号

- (注) 1 金額は算用数字で記入し、最初の数字の前に「金」又は「¥」を記入すること。
- 2 入札金額の訂正は行わないこと。
- 3 代理人による入札の場合は、代理人の記名押印をすること。
- 4 日付は、申込日以降で記入日を記入すること。
- 5 鉛筆等の容易に消去可能な筆記具を使用しないこと。

白
紙

委任状

私は、下記入札番号の財産の買受けについて、
を代理人と定め、入札に関する一切の権限を委任いたします。

印

記

入札番号

令和 年 月 日

静岡県知事 鈴木 康友 様

住 所

氏 名

(名称・代表者名)

印

共有者 氏 名

(名称・代表者名)

印

白
紙

<本人が入札参加する場合の記入例>

申込日以降で
記入日を記入

入札書

令和〇年〇月〇日

静岡県知事 鈴木 康友 様

住所・氏名

実印

入札者 住所 静岡市葵区追手町9番6号

氏 名 静岡 太郎 印

(名称・代表者名)

共有者 氏 名

(名称・代表者名)

代理人氏名

下記入札番号の財産について、入札参加心得書記載事項を承諾の上、下記の金額で買い受けたいので、申し込みます。

記

入札
金額
記入

	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
入札金額		¥	2	0	0	0	0	0	0	0

入札番号

1 0 0

1 ページの表を見て、購入物件の
入札番号を記入
(※購入物件ごとに
番号が異なります。)

- (注) 1 金額は算用数字で記入し、最初の数字の前に「金」又は「¥」を記入すること。
- 2 入札金額の訂正は行わないこと。
- 3 代理人による入札の場合は、代理人の記名押印をすること。
- 4 日付は、申込日以降で記入日を記入すること。
- 5 鉛筆等の容易に消去可能な筆記具を使用しないこと。

< 代理人が入札参加する場合の記入例 >

入 札 書

申込日以降で
記入日を記入

令和〇年〇月〇日

静岡県知事 鈴木 康友 様

住所・氏名

入札者の
押印不要

入札者 住 所 静岡市葵区追手町9番6号

氏 名 静岡 太郎

(名称・代表者名)

共有者 氏 名

(名称・代表者名)

委任状と同じ印
(認印可)

代理人の
氏名・押印

代理人氏名 管財 次郎

印

下記入札番号の財産について、入札参加心得書記載事項を承諾の上、下記の金額で買い受けたいので、申し込みます。

記

入札
金額
記入

	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
入札金額		¥	2	0	0	0	0	0	0	0

入札番号

1 0 0

1 ページの表を見て、購入物件の
入札番号を記入
(※購入物件ごとに
番号が異なります。)

- (注) 1 金額は算用数字で記入し、最初の数字の前に「金」又は「¥」を記入すること。
- 2 入札金額の訂正は行わないこと。
- 3 代理人による入札の場合は、代理人の記名押印をすること。
- 4 日付は、申込日以降で記入日を記入すること。
- 5 鉛筆等の容易に消去可能な筆記具を使用しないこと。

＜代理人が入札参加する場合の記入例＞

委 任 状

代理人の印：
入札書と同じ印
(認印可)

代理人の氏名・押印

私は、下記入札番号の財産の買受けについて、**管財 次郎**を代理人と定め、入札に関する一切の権限を委任いたします。

印

印

記

入札番号

1 0 0

委任日を
記入

令和○年○月○日

1 ページの表を見て、購入物件の入札番号を記入（※購入物件ごとに番号が異なります。）

静岡県知事 鈴木 康友 様

購入希望者の住所・氏名

住 所 静岡市葵区追手町 9 番 6 号

氏 名 静岡 太郎 印

印

(名称・代表者名)

共有者 氏 名

(名称・代表者名)

印

購入希望者の
実印

白
紙

【参考】入札書封緘方法(例)

以下の方法により、入札書を封緘してください。

なお、封緘に使用する封筒は、市販のものを使用して頂いて結構です。

※縦書き、横書きは問いません。

封筒表面

- ・「入札番号 ○○」
 - ・「氏名（法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名）」
- ※代理人が入札する場合は当該代理人の氏名を併記

表
面

入札番号 ○○	
	静岡市葵区△△町1番1号
	株式会社○○
	代表取締役 静岡太郎
	代理人 △△△△

封筒裏面

裏
面

印	印	印
---	---	---

※開札前に入札保証金の納入及び代理人への委任有無を確認するため、納入通知書兼領収書の原本や委任状は封入せず、

入札書を入れる封筒には、入札書のみ入れてください。

【参考】 郵送用封筒のイメージ 入札心得書第6 4項～6 項関係

前ページ参照のこと

入札番号 ○○

静岡市葵区△△町1番1号
株式会社○○
代表取締役 静岡 太郎

静岡県納入通知書兼領収書

～～	～～	～～
○○円		令和○年○月○日

入札保証金 ○○

静岡県知事

領収日付印

領収

○.○.○
○○銀行

(代理人が入札する場合のみ提出)

委任状

～～～～～～～～

入札番号

○○

静岡市葵区△△町1番1号
株式会社○○
代表取締役 静岡 太郎 印

切
手

書
留

〒420-8601

静岡市葵区追手町9番6号
静岡県財務部行政経営課
(静岡県庁本館1階)

物 件 調 書

所 在 地	静岡県沼津市上香貫字宮原町1529番 1、1529番 2				
住 居 表 示					
面 積	399.95 m ² (実測面積)	地 目	宅地(現況)	土地の 形 状	長方形地
	399.95 m ² (公簿面積)		宅地(公簿)		
接面道路の幅員、 種別、状況等	北東側約 17mが幅員約 5.5m(側溝含め約 6.3m)の舗装市道 40137 号線に等高に接面				
私道の負担等に関する事項	無				
法令に基づく制限の概要	都市計画区域	市街化区域	用 途 地 域	第1種低層住居専用地域	
	建 ぺ い 率	指定建蔽率	50%	基準建蔽率	50%
	容 積 率	指定容積率	80%	基準容積率	80%
	高 さ の 制 限	道路斜線制限	無・有	隣地斜線制限	無・有
		北側斜線制限	無・有	絶対高さ制限	無・有 (10m)
		日影による中高層の建築物の制限		無・有	
	外 壁 後 退	無・有		壁面線の制限	無・有
	準防火地域	無・有		防火地域	無・有
	そ の 他	建築基準法第22条指定区域、宅地造成等工事規制区域			
	※ 各制限内容の詳細は、関係市町村の建築確認担当課にお問い合わせください。				
供給処理施設の状況			事業所名	電話番号	
	電 気	引込不可・引込可	東京電力パワーグリッド株式会社	0120-995-007	
	上 水 道	引込不可・引込可	沼津市水道部水道サービス課	055-934-4853	
	下 水 道	引込不可・引込可	—	—	
	都市ガス	引込不可・引込可	静岡ガス(株)東部支社	055-927-2811	
	※ 引込み費用等の詳細は、上記事業所にお問い合わせください。				
交通機関 (直線距離)	バ ス	東海バス「南本郷町」停留所：物件の北西方 約220m			
	鉄 道	JR東海道本線「沼津」駅：物件の北西方 約1.9km			
公共施設 (直線距離)	役 所	沼津市役所：物件の北西方 約1.1km			
	小学校	沼津市立第四小学校：物件の北西方 約1.1km			
	中学校	沼津市立第四中学校：物件の北方 約490m			
◎参考事項（物件の状況、法令上の制限等に関する特記事項）					
- 敷地内に存在する上水道の引込み管については、老朽化による破裂・漏水等の恐れがあるため、建築の際は引込直しが必要となります。（沼津市水道部水道サービス課に確認済） - 当該物件は急傾斜地崩壊危険箇所該当しているほか、北東側の一部が土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊)に該当しています。 - 敷地を囲む見切りブロック及びフェンス基礎が残置されております。また、南東側に残置されているフェンス基礎及び見切りブロックの一部が隣地に越境している可能性があります。 - 給水管について撤去後に北東側接道付近でキャップ止めされています。 - 本件地内にロープと木杭が存在しますが、現況のまま引き渡します。 - 公告日時点で本件地は仮設事務用地として民間事業者により令和8年3月31日まで一時貸付を行っています。売却された場合の物件の所有権移転日や貸付期間終了までの貸付可否等については別途調整を行います。					
物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための資料にすぎません。必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制についての現地確認を行ってください。					

品質に係る注意事項

- (1) 物件の引渡しは、物件調書に特段の記載のない限り、現状のままで行います。
- (2) 埋設物調査は実施していませんので、地中埋設物が存在している可能性があります。
- (3) 物件によっては、上下水道設備、ガス設備が敷設されていますが、経年劣化による影響等については確認していません。これらの設備の品質は保証できません。
- (4) 物件及び隣接地の擁壁・直壁・ブロック塀等について、地上及び地中にて境界を越えている場合があります。
- (5) 物件の敷地内(地中を含む)にゴミ(家電等を含む)・ガラ・碎石・切り株・雑草等が存在する場合があります。
- (6) 物件調書に特段の記載のない限り、土壌汚染及び地盤に関する調査は行っていません。

その他の注意事項（契約不適合責任の免責等）

- (1) 物件の引渡しは、物件調書に特段の記載のない限り、現状のままで行いますので、物件調書をご参照のうえ、必ず事前に現地の確認をしてください。
なお、物件調書と現状が異なる場合には現状を優先します。
- (2) 土地の形質変更を行う際は、形質変更に伴う粉塵防止対策として、散水等に努めてください。
- (3) 土地の形質変更をする場合の費用負担については、県は対応しません。また、土地の形質変更をする場合は、騒音・粉塵防止対策等の周辺の環境に配慮してください。
- (4) 新たな建物を建築するにあたっては、建築基準法、文化財保護法及び県、市町の条例のほか協定等により、指導がなされる場合や開発負担金等が必要となる場合がありますので、関係機関にご確認ください。
- (5) 物件によっては、敷地内にフェンス、塀、柵等が設置されていますが、これらの工作物の補修・改修・撤去・再築造及びその費用負担については、県は対応しません。
- (6) 埋設物調査は実施していませんので、地中埋設物が存在している可能性があります。地中埋設物が発見されたとしても、これらの撤去及びその費用負担については、県は対応しません。
- (7) 物件によっては、埋蔵文化財包蔵地に該当するため、開発方法によっては試掘調査が必要となる場合があります。（詳しくは物件所在市町村の教育委員会にお問合わせください。）
- (8) 物件によっては、上下水道設備、ガス設備が敷設されていますが、経年劣化による影響等については確認していません。これらの敷設設備の補修・移設・改修・撤去・再築造及びその費用負担等については、県は対応しません。
- (9) 物件及び隣接地の擁壁・直壁・ブロック塀等について、地上及び地中にて境界を越えている場合がありますが、現状引渡しとなりますので、移設・撤去・再築造及びその費用負担等については、県は対応しません。
- (10) 物件の敷地内及び敷地上空又は隣接地等に電柱(電信柱・電柱付属物・電線等を含む)・支線・ゴミ置き場・道路設置物(ガードレール等)・道路標識(カーブミラー等を含む)等がある場合の移設・撤去等の可否等の取扱いについては、設置者又は管理者等にお問合わせください。県ではこれらについて対応しません。
- (11) 物件の敷地内(地中を含む)にゴミ(家電等を含む)・ガラ・碎石・切り株等が存在する場合があります（品質）が、撤去及びその費用負担等については、県は対応しません。
- (12) 現状での引渡しのため、現地の除草・伐採及びその費用負担等については、県は対応しません。

案 内 図



凡 例



売払い物件

※およその位置を示す案内図になります。

土地の正確な形状を表すものではありません。

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成8年7月25日	不動産番号	0801000073466
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	沼津市上香貫字宮原町			余白	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1529番1	宅地	331	17	余白	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成8年7月25日	
余白	余白	338	15	③錯誤 〔令和4年3月23日〕	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	平成3年11月14日 第19064号	原因 平成3年9月10日売買 所有者 静岡県 順位3番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成8年7月25日



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

(静岡地方法務局沼津支局管轄)

令和8年1月5日

静岡地方法務局

登記官

藤 沼 正 彦

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K54818 (2/3)



1/1

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成8年7月25日	不動産番号	0801000073467
地図番号	[余白]	筆界特定	[余白]		
所 在	沼津市上香貫字宮原町			[余白]	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1529番2	宅地	314	47	[余白]	
[余白]	[余白]	64	57	③1529番2、1529番3に分筆 〔昭和60年7月23日〕	
[余白]	[余白]	[余白]		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成8年7月25日	
[余白]	[余白]	61	80	③錯誤 〔令和4年3月23日〕	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	平成3年11月14日 第19064号	原因 平成3年9月10日売買 所有者 静岡県 順位5番の登記を移記
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成8年7月25日



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

(静岡県地方務局沼津支局管轄)

令和8年1月5日

静岡県地方務局

登記官

藤 沼 正 彦

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K54818 (3/3)



1/1

登記年月日：令和4年3月23日

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
(静岡県地方務局沼津支局管轄)
令和8年1月5日 静岡県地方務局

登記官

藤沼正彦

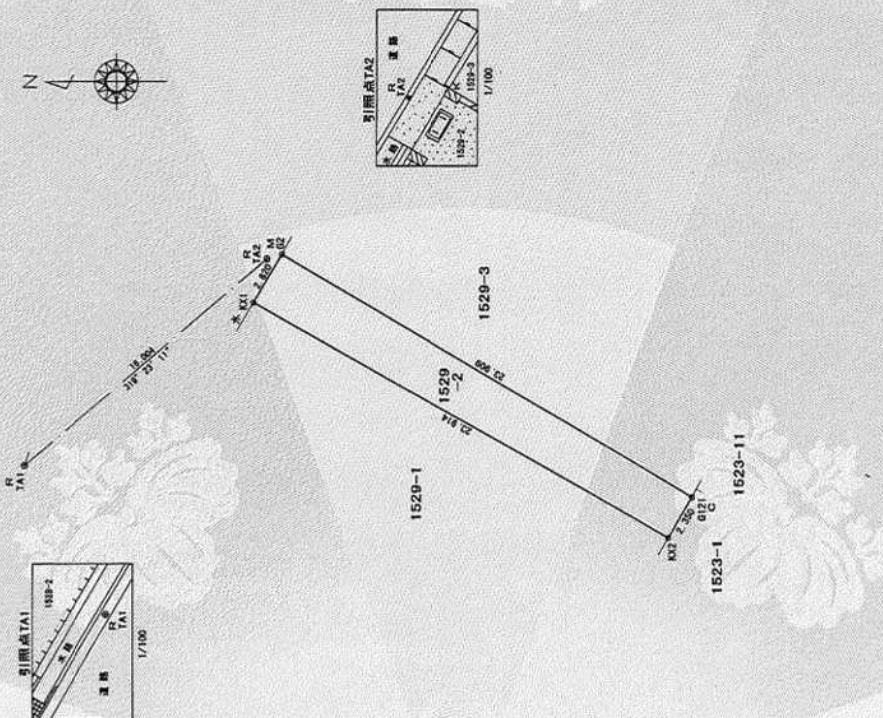


請求番号：45-4

地積測量図

地番 1529-2

土地の所在 沼津市上香貫字宮原町



座標求積表

地番	1529-2								
NO	X _n	Y _n	Y _{n+1} - Y _{n-1}	X _{n+1} - X _{n-1}	X _{n+1} (Y _{n+1} - Y _{n-1})				
KX1	-101052.209	33918.293	14.282	-1443227.648938					
G2	-101053.835	33920.726	-9.820	992346.695700					
G121	-101074.166	33908.473	-14.282	1443541.238812					
KX2	-101072.981	33906.444	9.820	-992536.673420					
			合計	123.612154					
			合計面積	61.8080770					
			合計地積	61.80					m ²

街区基準点座標一覧表

点番	種別	X座標	Y座標
6A163	街区補助点	-101011.729	33860.317
6A171	街区補助点	-101048.655	33921.618

引張点表

点名	X座標	Y座標
TA1	-101040.738	33910.075
TA2	-101052.887	33920.493

測地系	世界測地系(2011)
座標系	横断
測量年月日	令和4年3月3日

測量図番号 S...石浜, G...コンクリート製, P...ガラスブロック製, R...金属製, M...木製 (単位 m)

申請人 静岡県知事 川勝 平太

縮尺 1/250

A3からA4に縮小

静岡県土地家屋調査士会指定用紙

物 件 調 書

所 在 地	静岡県清水区蒲原字六本松137番23ほか8筆					
住 居 表 示						
面 積	787.88㎡ (実測面積) 787.88㎡ (公簿面積)	地 目	宅 地 (現況) 宅 地 (公簿)	土地の 形 状	不整形地	
接面道路の幅員、 種別、状況等	北側約20mが幅員約7mの市道(柵形1号線)に等高に接面。 西側約27mが幅員約8mの市道(中学小池川線)に等高に接面。					
私道の負担等に関する事項	なし					
法令に基づく制限の概要	都市計画区域	市街化区域	用 途 地 域	第二種中高層住居専用地域・第一種住居地域		
	建ぺい率	指定建蔽率 60 %	基準建蔽率	70 %		
	容 積 率	指定容積率 150%・200%	基準容積率	150%・200%		
	高さの制限	道路斜線制限	無・有	隣地斜線制限	無・有	
		北側斜線制限	無・有	絶対高さ制限	無・有	
		日影による中高層の建築物の制限		無・有		
	外壁後退	無・有	壁面線の制限	無・有		
	準防火地域	無・有	防火地域	無・有		
	そ の 他	建築基準法第22条区域、高度地区(最高限2種(高さ制限16m)、最高限3種(高さ制限19m))、景観法、都市再生特別措置法(居住誘導区域内、都市機能誘導区域外)、静岡市屋外広告物条例(第2種特別規制地域)、宅地造成等工事規制区域				
※ 各制限内容の詳細は、関係市町村の建築確認担当課にお問い合わせください。						
供給処理施設の状況			事業所名	電話番号		
	電 気	引込不可・引込可	中部電力パワーグリッド(株)清水営業所	0120-977-146		
	上 水 道	引込不可・引込可	静岡市上下水道お客様サービスセンター	054-251-1132		
	下 水 道	引込不可・引込可				
	都市ガス	引込不可・引込可	静岡ガス(株)東部支社	055-927-2817		
※ 引込み費用等の詳細は、上記事業所にお問い合わせください。						
交通機関 (直線距離)	バ ス	静岡市自主運行バス「富士見橋」停留所：物件の西方 約130m				
	鉄 道	J R「新蒲原」駅：物件の南西方 約1.1km				
公共施設 (直線距離)	役 所	清水区役所蒲原支所：物件の南西方 約2.3km				
	小学校	静岡市立蒲原東小学校：物件の南西方 約1.3km				
	中学校	静岡市立蒲原中学校：物件の南東方 約190m				
◎参考事項(物件の状況、法令上の制限等に関する特記事項)						
ー 地上権についてー						
落札決定後、以下のとおり、静岡県企業局と区分地上権設定契約を締結すること。						
・ 所 在 地 静岡県静岡市清水区蒲原柵形7-78 46.09㎡						
静岡県静岡市清水区蒲原六本松137-39 35.69㎡						
静岡県静岡市清水区蒲原長堰堤外50-17 24.11㎡						
・ 目 的 工業用水道管布設						
・ 範 囲 東京湾平均海面上6.30メートルから東京湾平均海面上9.30メートルの間						
・ 存続期間 契約の日から工業用水道管存続期間中						
・ 特約事項						
1. 区分地上権設定範囲は、掘削等をし、又は形質を変更しないこと。						
2. 区分地上権の設定範囲の真上において、1平方メートルにつき10キロニュートンを超える荷重をかけないこと。						

3. 土地の用法を変更するときは、あらかじめ地上権者の同意を得ること。

4. 工業用水道管の維持管理の障害となる建設及び堅牢な工作物を設置しないこと。

5. 工業用水道管の管理のため必要があるときは、必要の限りにおいて土地に立ち入り、又は土地を使用することができるものとする。

・ 地上権者 静岡県企業局

・ 地 代 無償

ー 土地についてー

・ 対象物件は2つの用途地域に跨っているため、容積率は面積割合に応じた按分計算となります。

・ 高度地区はそれぞれの用途地域の制限が適用されるため、第2種中高層住居占用地域部分は最高限2種(最高高さ16m)、第1種住居地域部分は最高限3種(最高高さ19m)となります。

・ 日影規制は厳しい制限の方が適用されるため、第2種中高層住居専用地域の制限である「高さが10mを超える建築物の場合、測定高4m、10m以内の日影規制3.0h、10m超の日影規制2.0h」の制限が適用されます。

・ 静岡市洪水ハザードマップによると、当該地域は富士川洪水浸水想定区域(浸水想定深0.5m以上1.0m未満)に該当しています。

・ 静岡市高潮ハザードマップによると、当該地域は浸水想定区域(0m以上0.5m未満)に該当しています。

・ 木杭及びロープで柵が設置してありますが、現況のまま引き渡します。

・ 敷地南側隣接地の樹木が越境している可能性があります、現況のまま引き渡します。

※物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための資料にすぎません。

必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制についての現地確認を行ってください。

品質に係る注意事項

- (1) 物件の引渡しは、物件調書に特段の記載のない限り、現状のままで行います。
- (2) 埋設物調査は実施していませんので、地中埋設物が存在している可能性があります。
- (3) 物件によっては、上下水道設備、ガス設備が敷設されていますが、経年劣化による影響等については確認していません。これらの設備の品質は保証できません。
- (4) 物件及び隣接地の擁壁・直壁・ブロック塀等について、地上及び地中にて境界を越えている場合があります。
- (5) 物件の敷地内(地中を含む)にゴミ(家電等を含む)・ガラ・碎石・切り株・雑草等が存在する場合があります。
- (6) 物件調書に特段の記載のない限り、土壌汚染及び地盤に関する調査は行っていません。

その他の注意事項（契約不適合責任の免責等）

- (1) 物件の引渡しは、物件調書に特段の記載のない限り、現状のままで行いますので、物件調書をご参照のうえ、必ず事前に現地の確認をしてください。
なお、物件調書と現状が異なる場合には現状を優先します。
- (2) 土地の形質変更を行う際は、形質変更に伴う粉塵防止対策として、散水等に努めてください。
- (3) 土地の形質変更をする場合の費用負担については、県は対応しません。また、土地の形質変更をする場合は、騒音・粉塵防止対策等の周辺の環境に配慮してください。
- (4) 新たな建物を建築するにあたっては、建築基準法、文化財保護法及び県、市町の条例のほか協定等により、指導がなされる場合や開発負担金等が必要となる場合がありますので、関係機関にご確認ください。
- (5) 物件によっては、敷地内にフェンス、塀、柵等が設置されていますが、これらの工作物の補修・改修・撤去・再築造及びその費用負担については、県は対応しません。
- (6) 埋設物調査は実施していませんので、地中埋設物が存在している可能性があります。地中埋設物が発見されたとしても、これらの撤去及びその費用負担については、県は対応しません。
- (7) 物件によっては、埋蔵文化財包蔵地に該当するため、開発方法によっては試掘調査が必要となる場合があります。（詳しくは物件所在市町村の教育委員会にお問合わせください。）
- (8) 物件によっては、上下水道設備、ガス設備が敷設されていますが、経年劣化による影響等については確認していません。これらの敷設設備の補修・移設・改修・撤去・再築造及びその費用負担等については、県は対応しません。
- (9) 物件及び隣接地の擁壁・直壁・ブロック塀等について、地上及び地中にて境界を越えている場合がありますが、現状引渡しとなりますので、移設・撤去・再築造及びその費用負担等については、県は対応しません。
- (10) 物件の敷地内及び敷地上空又は隣接地等に電柱(電信柱・電柱付属物・電線等を含む)・支線・ゴミ置き場・道路設置物(ガードレール等)・道路標識(カーブミラー等を含む)等がある場合の移設・撤去等の可否等の取扱いについては、設置者又は管理者等にお問い合わせください。県ではこれらについて対応しません。
- (11) 物件の敷地内(地中を含む)にゴミ(家電等を含む)・ガラ・碎石・切り株等が存在する場合があります（品質）が、撤去及びその費用負担等については、県は対応しません。
- (12) 現状での引渡しのため、現地の除草・伐採及びその費用負担等については、県は対応しません。

案内図



(様式第48号)

用紙 日本産業規格 A 3 横型

地上権設定契約書

地上権の設定について土地所有者 ○○ を甲とし、地上権者 静岡県公営企業管理者 を乙として甲乙当事者の間に次の契約を締結する。

第1条 甲は、別表第1記載の土地を別表第2記載の工作物敷地用地として、第2条の地代をもって地上権を設定するものとする。

第2条 地上権設定土地の地代は、無償 とする。

2 前項の金額は、契約期間の地代の総額とする。

第3条 地上権の存続期間は、契約の日から施設が存続する期間とする。

第4条 地上権設定の土地は、甲乙立会のうえ引渡すものとする。

2 地上権設定土地に乙の土地利用上支障となる物件があるときは、別に契約がある場合を除き、引渡しの日に放棄したものとして、乙において処分することができるものとする。

第5条 甲は、地上権設定土地について、抵当権、地上権、その他の権利が設定してあるときは、自己の費用をもって完全にまっ消するとともに、万一第三者から異議、求償等の申し出があったときは、一切甲の責任において解決し、乙に迷惑をかけないものとする。

第6条 甲は、地上権設定土地を、乙の工作物に支障を与えない範囲において使用することができるものとする。

第7条 甲は、地上権設定土地に建物及び工作物を設置しようとするとき又は改築しようとするとき、並びに土地の形質を変更しようとするときは、その工事着手前に、乙に協議して承諾を得なければならない。

第8条 乙は、地上権存続期間内において工作物の補修、変更等を生じたときは地上権設定土地及び当該地に接続する甲の土地を使用することができる。

ただし、このため甲が損失をこうむった場合は、乙はこれを補償するものとする。

第9条 甲は、地上権存続期間内において乙が管理者を変更することがあっても異議を申し立てないものとする。

第10条 地上権設定土地に対する公租公課その他の支出は、甲の負担とする。

第11条 地上権設定登録手続は、乙において行うものとし、甲は、これに協力し、ただちに必要な書類等を乙に提出しなければならない。

第12条 この契約締結に伴う契約書、委任状等にちょう付する収入印紙および手数料等の経費は、乙の負担とする。

第13条 甲においてこの契約を履行しないときは、乙は、催告を要せずこの契約を解除することができるものとする。

ただし、乙に損害が生じたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。

第14条 この契約に疑義を生じたときまたは定めのない事項については、甲乙双方協議して決定するものとする。

以上の契約を証するため、本書 2 通を作成して各自その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

土地所有者（甲） 住所
氏名 ⑩

地 上 権 者（乙） 静岡県静岡市葵区追手町 9 番 6 号
静岡県公営企業管理者

企業局長 柳川 典之 ⑩

(別表第1)

土 地 の 表 示

静岡県静岡市清水区

大 字	字	地 番	公簿面積	現況面積	地 目		地 上 権 設定面積	地 上 権 設定範囲
					公 簿	現 況		
蒲原	柵形	7-78	46.09 m ²	46.09 m ²	宅地	水道用地	46.09 m ²	東京湾平均 海 面 上 6.30 メー トルから東 京湾平均海 面 上 9.30 メートルの 間
蒲原	六本松	137-39	35.69 m ²	35.69 m ²	宅地	水道用地	35.69 m ²	
蒲原	長堰堤外	50-17	24.11 m ²	24.11 m ²	宅地	水道用地	24.11 m ²	
以下余白								

<特約事項>

1. 区分地上権設定範囲は、掘削等をし、又は形質を変更しないこと。
2. 区分地上権の設定範囲の真上において、1 平方メートルにつき 10 キロニュートンを超える荷重をかけないこと。
3. 土地の用法を変更するときは、あらかじめ地上権者の同意を得ること。
4. 工業用水道管の維持管理の障害となる建設及び堅牢な工作物を設置しないこと。
5. 工業用水道管の管理のため必要があるときは、必要の限りにおいて土地に立ち入り、又は土地を使用することができるものとする。

(別表第2)

工 作 物 の 表 示

種 類	構 造、規 模	数 量	荷 重 制 限	摘 要
水道管	ダクタイル鋳鉄管 φ 300mm	20.6m	1 平方メートルに つき 10 キロニュ ートン	—
空気弁	マンホール 1400 mm×1400 mm	2 箇所		
以下余白				

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成8年9月12日	不動産番号	0806000505680
地図番号	K1 31-4 41-2	筆界特定	余白		
所 在	庵原郡涌原町涌原字六本松			余白	
	静岡市清水区涌原字六本松			平成18年3月31日合併に伴う変更 平成18年4月13日登記	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
137番23	宅地	174 27		137番22から分筆 〔昭和59年7月10日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成8年9月12日	
余白	余白	174 03		③錯誤 国土調査による成果 〔平成24年3月7日〕	
余白	余白	109 24		④137番23、137番39、137番40 に分筆 〔令和6年10月18日〕	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和59年12月7日 第5337号	原因 昭和59年11月19日売買 所有者 東京都千代田区紀尾井町3番29号 警察共済組合 順位2番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成8年9月12日
2	所有権移転	平成11年9月13日 第20093号	原因 平成11年3月31日売買 所有者 静岡県



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

令和6年10月23日

静岡地方事務局清水出張所

登記官

杉 山 賀 彦

* 登記の目的欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が票根で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは注釈事項であることを示す。

整理番号 D34539 (1/9)



表 題 部 (土地の表示)	調製	余白	不動産番号	0806001224597
地図番号	K1 31-4 41-2	筆界特定	余白	
所 在	静岡市清水区蒲原字六本松	余白		
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕
137番39	宅地	35	69	137番23から分筆 〔令和6年10月18日〕

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	平成11年9月13日 第20093号	原因 平成11年3月31日売買 所有者 静岡 県 順位2番の登記を転写 令和6年10月11日受付 第12169号



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

令和6年10月23日

静岡地方法務局清水出張所

登記官

杉 山 賀 彦

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D34539 (-2/9)



1/1

表 題 部 (土地の表示)		調製	余白	不動産番号	C806001224598
地図番号	K1 31-4 41-2	筆界特定	余白		
所 在	静岡市清水区蒲原字六本松			余白	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
137番40	宅地	29	09	137番23から分筆 〔令和6年10月18日〕	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	平成11年9月13日 第20093号	原因 平成11年3月31日売買 所有者 静 岡 県 順位2番の登記を転写 令和6年10月11日受付 第12169号



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

令和6年10月23日

静岡地方方法務局清水出張所

登記官

杉 山 賀 彦

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職務で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号: D34539-(3/9)

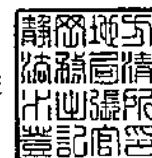


表 題 部 (土地の表示)		調製	平成8年9月12日	不動産番号	0806000503600
地図番号	K: 31-4	筆界特定	余白		
所 在	庵原郡蒲原町蒲原字辨形			余白	
	静岡市清水区蒲原字辨形			平成18年3月31日合併に伴う変更 平成18年4月13日登記	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
7番18	宅地	543	49	7番15から分筆 〔昭和59年7月10日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成8年9月12日	
余白	余白	543	77	③錯誤 国土調査による成果 〔平成24年3月7日〕	
余白	余白	431	29	③7番18、7番78、7番79に分筆 〔令和6年10月18日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和59年12月7日 第5337号	原因 昭和59年11月19日売買 所有者 東京都千代田区紀尾井町3番29号 警察共済組合 順位2番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成8年9月12日
2	所有権移転	平成11年9月13日 第20094号	原因 平成11年3月31日売買 所有者 静岡県



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和6年10月23日

静岡地方方法務局清水出張所

登記官

杉山 賀彦

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。 整理番号: D34539-(-4/9)



1/1

表 題 部 (土地の表示)	調製	余白	不動産番号	0806001224595
地図番号	K1 31-4	筆界特定	余白	
所 在	静岡市清水区蒲原字辨形	余白		
① 地 番	② 地 目	③ 地 積 m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
7番78	宅地	46 09	7番18から分筆 〔令和6年10月18日〕	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	平成11年9月13日 第20094号	原因 平成11年3月31日売買 所有者 静 岡 県 順位2番の登記を転写 令和6年10月11日受付 第12168号



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和6年10月23日

静岡地方方法務局清水出張所

登記官

杉 山 賀 彦

* 「登記の目的」欄に「相税人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相税人からの申告に基づき、

登記官が職務で、申告があった相税人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。 整理番号: D34539 (5 / 9)



表 題 部 (土地の表示)		調製	余白	不動産番号	0806001224596
地図番号	K1 31-4	筆界特定	余白		
所 在	静岡市清水区蒲原字掛形			余白	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
7番79	宅地	66	39	7番18から分筆 〔令和6年10月18日〕	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	平成11年9月13日 第20094号	原因 平成11年3月31日売買 所有者 静岡県 順位2番の登記を転写 令和6年10月11日受付 第12168号



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

令和6年10月23日

静岡地方法務局清水出張所

登記官

杉 山 賀 彦

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D34539 (6/9)



表 題 部 (土地の表示)		調製	平成8年9月12日	不動産番号	0806000503870
地図番号	K1 41-2	筆界特定	余白		
所 在	庵原郡蒲原町蒲原字長堀堤外			余白	
	静岡市清水区蒲原字長堀堤外			平成18年3月31日合併に伴う変更 平成18年4月13日登記	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	原因及びその日付(登記の日付)		
50番12	原野	70	50番6から分筆 [昭和59年7月10日]		
余白	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成8年9月12日		
余白	宅地	70 10	②③年月日不詳地目変更 ③錯誤 国土調査による成果 [平成24年3月7日]		
余白	余白	34 37	③50番12、50番17、50番18に分筆 [令和6年10月18日]		

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和59年12月7日 第5337号	原因 昭和59年11月19日売買 所有者 東京都千代田区紀尾井町3番29号 警察共済組合 順位2番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成8年9月12日
2	所有権移転	平成11年9月13日 第20092号	原因 平成11年3月31日売買 所有者 静岡県



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

令和6年10月23日

静岡地方方法務局清水出張所

登記官

杉 山 賀 彦

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D34539 (7/9)

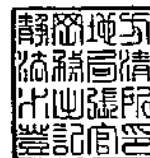


表 題 部 (土地の表示)		調製	余白	不動産番号	0806001224599
地図番号	K1 41-2	筆界特定	余白		
所 在	静岡市清水区蒲原字長堰堤外			余白	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
50番・7	宅地	24	11	50番1・2から分筆 〔令和6年10月18日〕	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	平成11年9月13日 第20092号	原因 平成11年3月31日売買 所有者 静 岡 県 順位2番の登記を転写 令和6年10月11日受付 第12170号



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

令和6年10月23日

静岡地方方法務局清水出張所

登記官

杉 山 賀 彦

* 「登記の目的」欄に「相続人申着」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは特記事項であることを示す。

整理番号 D34539-(8/9)



表 題 部 (土地の表示)		調製	余白	不動産番号	0806001224600
地図番号	K1 41-2	筆界特定	余白		
所 在	静岡市清水区蒲原字長堰堤外			余白	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
50番18	宅地	11	51	50番12から分筆 〔令和6年10月18日〕	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	平成11年9月13日 第20092号	原因 平成11年3月31日売買 所有者 静 岡 県 順位2番の登記を転写 令和6年10月11日受付 第12170号



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

令和6年10月23日

静岡地方法務局清水出張所

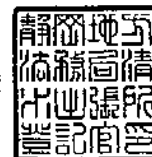
登記官

杉 山 賀 彦

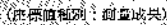
* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは非消事項であることを示す。

整理番号 D34539 (9 / 9)



1/1



蒲原

記項
補事

公用

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和6年10月23日 静岡地方技術関係水出費所

令和6年10月23日

證網地方商務用水出賣所

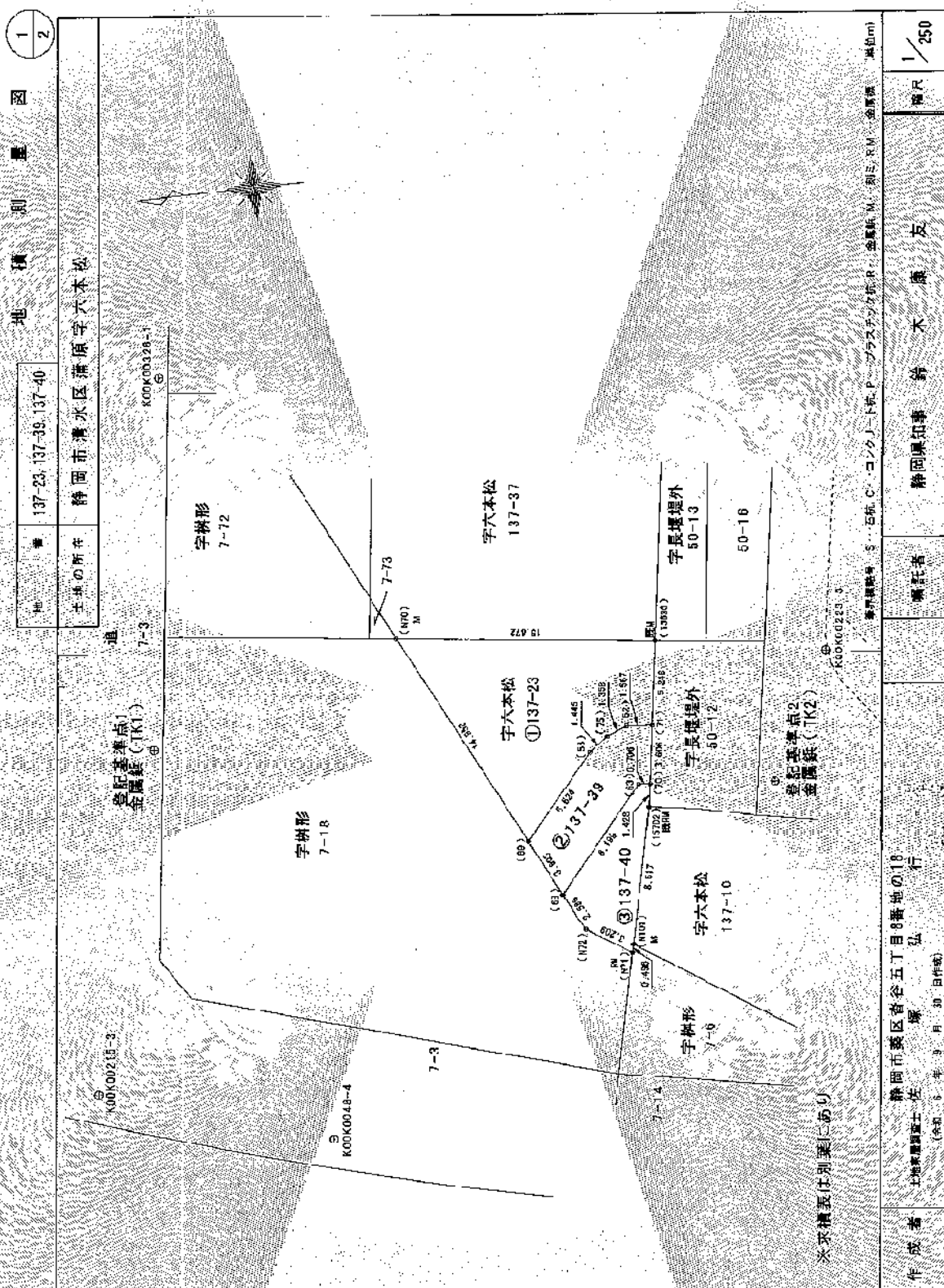
附錄三

杉山賀彦



※求積表は別冊にあり

靜岡県土地家屋調査士会会員指定用紙



(172)

請求番号: 8-1

A3からA4に縮小

登記年月日：令和6年10月18日

これは図面に記録されている口啓を証明した書面である。
 令和6年10月23日 静岡地方広務局清水出張所

2014.12.14

松山賀彦

号：9-1

A3からA4に縮小

 文部科学省
 教育部

$$\frac{2}{2}$$

37-23, 137-39, 137-40

静岡市清水区蒲原字六本松

座標求積表

地 點	① 137°33'	人 口	Y ₀	(X ₀ +1 - X ₀ -1) Y ₀	距 離
N ^o 1	96066	385	10794.124	93300.732108	14,050
65	96993	210	10780.824	-119742.612768	6,624
75	96997	472	10785.895	-53394.049635	1,445
55	96998	623	10789.783	-25054.047135	1,353
62	96999	837	10787.788	-31485.800082	1,567
71	97001	450	10787.156	-24292.675312	5,248
15896	97002	139	10792.359	182802.738515	15,872
			色 面 積		218.483470
			地 區 面 積		109.2417395
			地 區 面 積		109.24 m ²

—— 地区与地区之间

測 點 名	X	座 標	Y	座 標
K00K00215-3	-99965.408		10767.983	
K00K00418-4	-99978.585		10763.829	
K00K00326-1	-99973.417		10811.598	
TK1	-99970.988		10788.777	
TK2	-97008.655		10782.937	

地 點	② 137-39	λ	μ	Y_0	$(X_{n+1} - X_{n-1}) Y_0$	距 離
68	95994.936	10777.351		-76109.673949	8.102	
63	97000.272	10782.638		-84436.107400	0.703	
71	97000.976	10783.561		-12703.058418	3.605	
70	-97001.450	10787.156		11747.212884	1.567	
62	-96494.887	10787.958		30455.600982	1.358	
75	-96993.623	10786.759		26060.047135	1.443	
56	-96997.472	10785.895		58384.049536	6.624	
69	-96993.210	10780.624		26693.820224	3.903	
				平均值	71.381094	
				面積	35.5956470	
				面積	35.59 m ²	

地 點	③ 137-40	Y 10	Y 11	(X ₁₀ -1) Y ₁₀	距 離
N71	-96996.000	10773.352		-30434.719400	0.498
Y701	-96998.004	10773.837		-20351.776093	0.517
15702	-97000.789	10782.165		-21262.429380	1.428
70	-97000.976	10783.681		5575.113277	0.700
63	-97000.272	10783.630		64486.107400	8.199
66	-96994.996	10777.354		44111.709922	12.588
N72	-96996.179	10175.054	依面精	-24085.818838	3.209
			依面精	58.161010	
			面精	29.095950	
			依面精	29.095950	

測地系	世界地系
座標系	座標系
測量年月日	令和6年9月7日

佐 塚 弘 行
土地家産調査士
静岡県葵区菅谷五丁目3番地の18
作成者

州廳事務 S・石坂, C・コンタリート, P・ラフスチック, R・金田, M・坂井, N・金田, 横山 (三)

静岡県知事 鈴木 康友

購記者

權尺

熊岡県土地家屋調査士会会員指定用紙

(2/2)

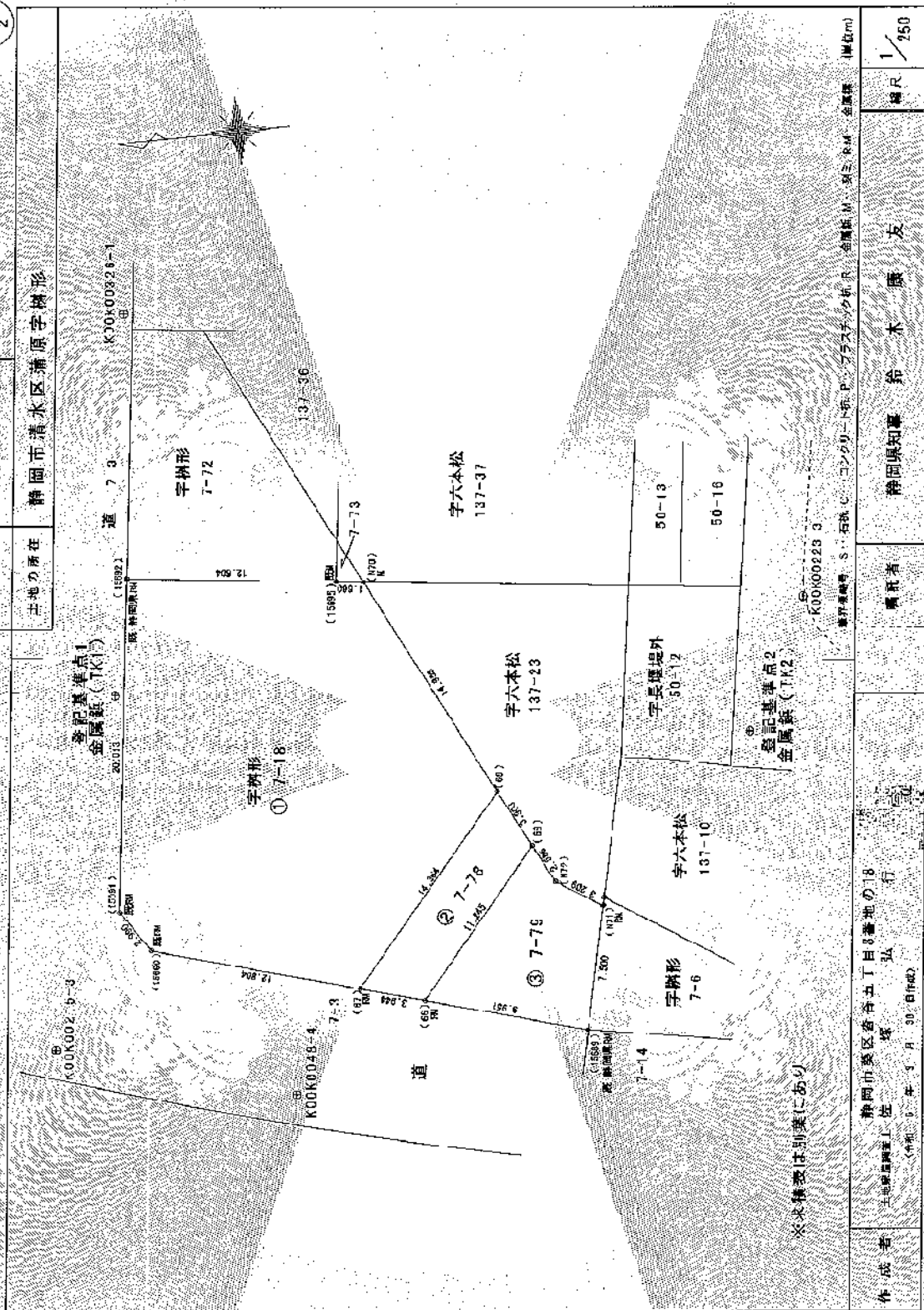
登記年月日：令和6年10月18日

これは図面に記載されている内容を証明する図面である。
令和6年10月23日 静岡県地籍調査課 地籍課

1/2

地積測量図

地番	7-18、7-78、7-79
土地の所在	静岡市清水区蒲原字樹形



※本図表は別表にあり

静岡県土地家屋調査士会員指定用紙

作成者	静岡県東区清水市丁由8番地の18 土地家屋調査士 佐 弘 行
嘱託者	静岡県知事 鈴木 康 友
縮尺	1/250



杉山 寛彦

登記官

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
 令和6年10月23日 静岡地方広務局清水出張所

令和6年12月23日

靜岡地方公務局清水出張所

원어문헌 4

於山賀慈



— 2 — 号 附 录

$$\left(\begin{array}{c|c} 2 & 2 \end{array} \right)$$

地 基

7-18, 7-78, 7-79

静冈市清水区蒲原字形

表 積 求 標 座

地 點	① 7-18	$\bar{X}_n$	$\bar{Y}_n$	$(X_{n+1} - \bar{X}_n - 1) \cdot \bar{Y}_n$	其 餘
15932	9697.2	168	10795.704	159150.263358	20,013
15931	96865.973		10778.813	5704.864143	2,990
15930	96971.654		10773.340	-150762.119960	12,804
67	96983.567		10789.829	-232164.433924	14,364
69	96993.210		10780.824	-258832.419582	14,958
170	96998.365		10784.174	91698.083380	1,680
15935	96984.715		10794.309	153030.916693	12,604
合 計				862,584747	
平 均				431,2923735	
地 理				431,2903	

一、座席

測 点 名	X	坐 標	Y	座 標
K00K00215-3	-96955.408		10767.983	
K00K0048-4	-96979.585		10763.828	
K00K00326-1	-96973.417		10811.558	
T1	-96970.888		10788.474	
T2	-97008.655		10782.937	

地 點	② 7-78	$\bar{X}_n$	$\bar{Y}_n$	$(X_n - \bar{X}_n)^2$	$\bar{Y}_n$	距 離
66	-95987.760	10768.747	-118768.510663	11.245		
68	-95004.036	10777.354	-58736.078300	3.905		
69	-86993.210	10780.324	118901.707895	14.364		
67	-95983.667	10769.329	58695.568050	3.944		
		總 和 值	92.185983			
		面 積	48.086910			
		地 積	46.09 m ²			

地 址	③ 7-79		Y _n	(X _{n+1} - X _{n-1}) Y _n	距 離
	點	距			
00	-90897.700		0.768.741	-25123.486751	9.961
15689	-98997.323	0.178.018		-119033.440620	7.500
N71	98989.520	0.1773.352		12389.354800	3.209
N72	98996.178	0.1775.014		42085.810816	2.586
00	-98904.890	0.1777.354		90734.543326	11.245
		松 面 橋		132.7716171	
		重 理		56.8908335	
		地 理		56.39.02	

淵地系	世界淵地系
座標系	座標系
測量年月日	令和6年9月7日

静岡市葵区谷五丁目8番地の18

佐塚 年 9 月 30 日(作威)

詩 西果知事 木 友 尺 寸

通尺

A3からA4に縮小

登記年月日：令和6年10月18日

これは図面に記録されている内容を証明する範囲である。
令和6年10月23日 静岡地方法務局 公署 登記者

登記者

杉山 義彦

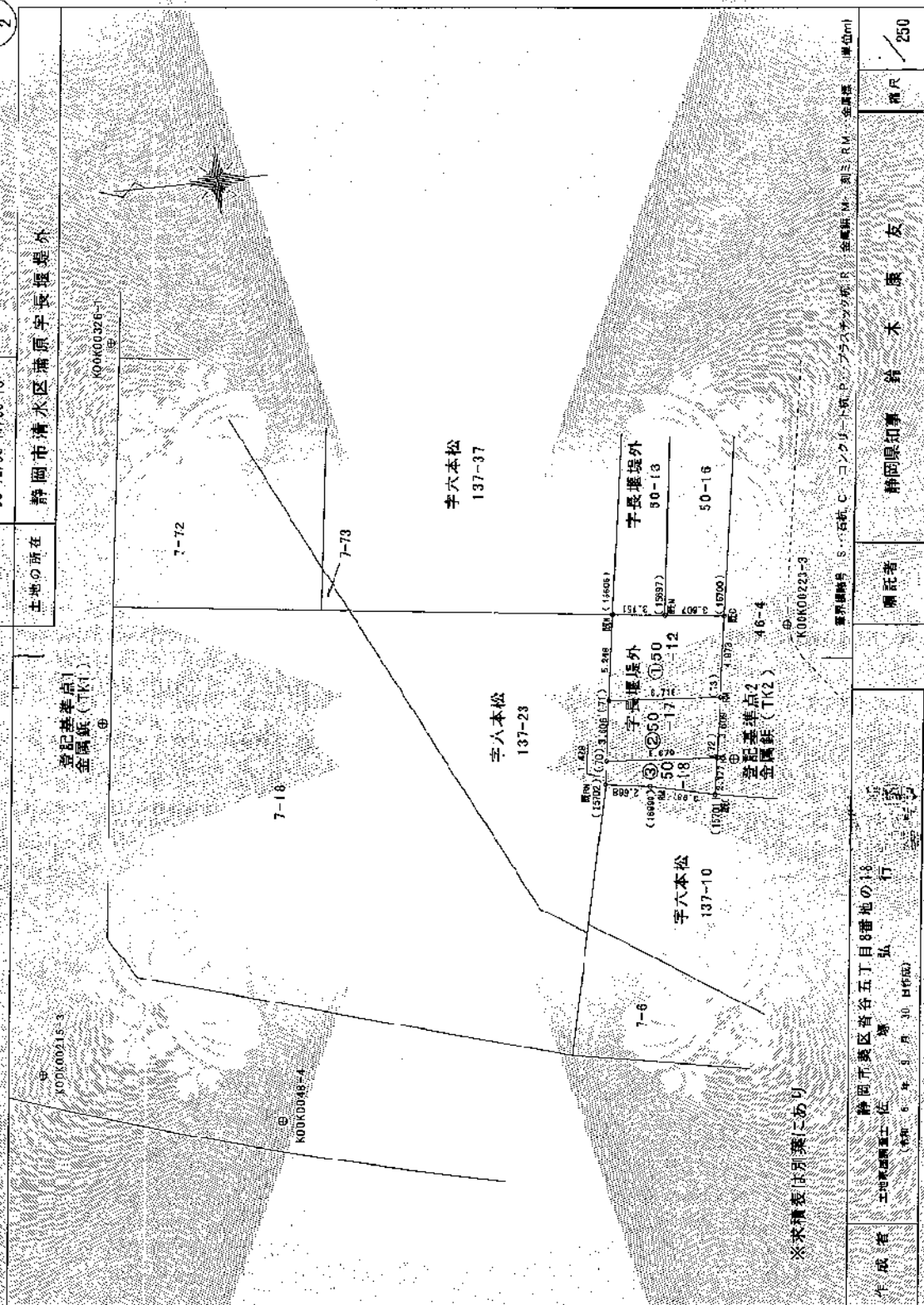


1
2

地積測量図

地番 50-12.50-17.50-18

土地の所在 静岡市清水区蒲原字長堤堤外



静岡県土地家屋調査士会金沢支部用紙

作成者 工藤 義彦 (登録 6 年 8 月 30 日 H1552)	静岡市清水区第五丁目8番地の18 地番 50-12.50-17.50-18	測量図番号 S-1552 C-コンクリート版 P-プラスチック版 B-金属版 M-測量図 M-測量図	縮尺 250
委託者 静岡原田建設株式会社	測量図作成者 友		

登記年月日：令和6年10月18日

これは図面として記録され、その存在を証明した図面である。
令和6年10月28日 静岡地方建設局 沼久田課 蔵

登記官

杉山 宏彦



請求番号：8-3

(2/2)

静岡県土地家屋調査士会会章規定用紙

座標求積表

地番	① 50-12				
測点	X _n	Y _n	(X _{n+1} - X _{n-1}) Y _n	距離	
15695	-97002.139	10792.359	41226.811380	5.248	
71	-97001.450	10787.156	-64841.594716	6.716	
73	-97006.150	10785.887	-79875.417235	4.979	
15705	-97008.385	10701.810	31079.036600	3.607	
15697	-97005.270	10792.007	72479.118012	3.151	
		倍面積	58.759241		
		面積	34.3796205		
		地積	34.37 m ²		

地番	② 50-11	X _n	Y _n	(X _{n+1} - X _{n-1}) Y _n	距離
測点					
72	-97007.539	10763.114	-77358.805836	3.609	
73	-97006.150	10786.887	66758.805243	6.716	
71	-97001.450	10787.156	77387.057144	3.608	
70	-97000.976	10783.581	-66739.582809	6.679	
		倍面積	48.220342		
		面積	24.1101710		
		地積	24.11 m ²		

地番	③ 和合	Y _n	(X _{n+1} - X _{n-1}) Y _n	距離
15701	-97007.330	10780.959	-46368.275472	2.177
73	-97007.639	10763.114	99313.800356	5.818
70	-97008.978	10783.581	73867.529650	1.328
15702	-97000.788	10782.165	-26470.215075	2.668
15699	-97003.431	10781.793	70523.708013	3.987
		倍面積	33.2376403	
		面積	11.6188230	
		地積	11.61 m ²	

測量系	世界測地系
座標系	utm
測量年月日	令和6年10月7日

作成者	土地家屋調査士 佐藤 弘 (令和6年10月28日作成)
依頼者	静岡市葵区菅谷五丁目8番地の1 佐藤 弘

測量機番号 S... 名称 C コンクリート杭 R... グラスファイバー 鋼管杭 M 鋼管杭 R... 鋼管杭 (単位m)

嘱託者	静岡県印刷 鈴木 康友
嘱託	／

2
2

地積測量図

50-12.50-17.50-18

土地の所在 静岡市清水区蒲原字長坂堤外

基準点座標一覧表

測点名	X	座標	Y	座標
K04K00215-3	-96985.408	10767.983		
K04K0048-4	-96979.585	10763.823		
K04K00326-1	-96973.417	10811.593		
TK1	-96970.888	10788.777		
TK2	-97006.655	10782.937		

A3からA4に縮小

物 件 調 書

所 在 地	藤枝市藤岡一丁目178番				
住 居 表 示	藤枝市藤岡 1 丁目20番 1 号				
面 積	1,494.15㎡ (実測面積) 1,494.15㎡ (公簿面積)	地 目	宅地 (現況) 宅地 (公簿)	土地の 形 状	不整形地
接面道路の幅員、 種別、状況等	南西側約38mが幅員約12mの市道 5 地区67号線に、南東側約41mが幅員約 4 mの市道 5 地区72号線に、北西側約29mが幅員約 2 mの市道 5 地区72号線 (建築基準法認定外道路) に等高に接面。				
私道の負担等に関する事項	なし				
法令に基づく制限の概要	都市計画区域	市街化区域		用 途 地 域	第 1 種低層住居専用地域
	建ぺい率	指定建ぺい率 50%		基準建ぺい率	60%
	容 積 率	指定容積率 80%		基準容積率	80%
	高さの制限	道路斜線制限	無・有	隣地斜線制限	無・有
		北側斜線制限	無・有	絶対高さ制限	無・有 (10m)
		日影による中高層の建築物の制限		無・有	
	外壁後退	無・有		壁面線の制限	無・有
	準防火地域	無・有		防火地域	無・有
	そ の 他	建築基準法第22条区域、静岡県屋外広告物条例 (第 1 種特別規制地域)、景観法、宅地造成等工事規制区域			
※ 各制限内容の詳細は、関係市町村の建築確認担当課にお問い合わせください。					
供給処理施設の状況			事 業 所 名		電 話 番 号
	電 気	引込不可・引込可	中部電力パワーグリッド (株) 藤枝営業所		0120-977-283
	上 水 道	引込不可・引込可	藤枝市水道料金お客さまセンター		054-646-4111
	下 水 道	引込不可・引込可	藤枝市水道料金お客さまセンター		054-646-4111
	都市ガス	引込不可・引込可	東海ガス (株)		054-647-7154
※ 引込み費用等の詳細は、上記事業所にお問い合わせください。					
交通機関 (直線距離)	バ ス	静鉄バス「藤岡」停留所 : 物件の南東方 約400m			
	鉄 道	J R「西焼津」駅 : 物件の南東方 約3.0km			
公共施設 (直線距離)	役 所	藤枝市役所 : 物件の南西方 約1.9km			
	小学校	藤岡小学校 : 物件の北方 約460m			
	中学校	西益津中学校 : 物件の南東方 約1.4km			
◎参考事項 (物件の状況、法令上の制限等に関する特記事項)					
・敷地南東側に西日本電信電話 (株) の電柱が 2 本設置されていますが、現況のまま引き渡します。					
・木杭及びロープで柵が設置してありますが、現況のまま引き渡します。					
・敷地南西側の柵に看板等が設置されていますが、現況のまま引き渡します。					
・敷地東側隣接地の樹木が一部越境している可能性があります、現況のまま引き渡します。					
・敷地南端に外灯が設置されていますが、現況のまま引き渡します。					
・藤枝市洪水ハザードマップによると、当該地域は瀬戸川水系洪水浸水想定区域 (浸水想定深0.3m未満) に該当しています。指定緊急避難場所には藤枝地区交流センターが指定されています。					
※物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための資料にすぎません。					
必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制についての現地確認を行ってください。					

品質に係る注意事項

- (1) 物件の引渡しは、物件調書に特段の記載のない限り、現状のままで行います。
- (2) 埋設物調査は実施していませんので、地中埋設物が存在している可能性があります。
- (3) 物件によっては、上下水道設備、ガス設備が敷設されていますが、経年劣化による影響等については確認していません。これらの設備の品質は保証できません。
- (4) 物件及び隣接地の擁壁・直壁・ブロック塀等について、地上及び地中にて境界を越えている場合があります。
- (5) 物件の敷地内(地中を含む)にゴミ(家電等を含む)・ガラ・碎石・切り株・雑草等が存在する場合があります。
- (6) 物件調書に特段の記載のない限り、土壌汚染及び地盤に関する調査は行っていません。

その他の注意事項（契約不適合責任の免責等）

- (1) 物件の引渡しは、物件調書に特段の記載のない限り、現状のままで行いますので、物件調書をご参照のうえ、必ず事前に現地の確認をしてください。
なお、物件調書と現状が異なる場合には現状を優先します。
- (2) 土地の形質変更を行う際は、形質変更に伴う粉塵防止対策として、散水等に努めてください。
- (3) 土地の形質変更をする場合の費用負担については、県は対応しません。また、土地の形質変更をする場合は、騒音・粉塵防止対策等の周辺の環境に配慮してください。
- (4) 新たな建物を建築するにあたっては、建築基準法、文化財保護法及び県、市町の条例のほか協定等により、指導がなされる場合や開発負担金等が必要となる場合がありますので、関係機関にご確認ください。
- (5) 物件によっては、敷地内にフェンス、塀、柵等が設置されていますが、これらの工作物の補修・改修・撤去・再築造及びその費用負担については、県は対応しません。
- (6) 埋設物調査は実施していませんので、地中埋設物が存在している可能性があります。地中埋設物が発見されたとしても、これらの撤去及びその費用負担については、県は対応しません。
- (7) 物件によっては、埋蔵文化財包蔵地に該当するため、開発方法によっては試掘調査が必要となる場合があります。（詳しくは物件所在市町村の教育委員会にお問合わせください。）
- (8) 物件によっては、上下水道設備、ガス設備が敷設されていますが、経年劣化による影響等については確認していません。これらの敷設設備の補修・移設・改修・撤去・再築造及びその費用負担等については、県は対応しません。
- (9) 物件及び隣接地の擁壁・直壁・ブロック塀等について、地上及び地中にて境界を越えている場合がありますが、現状引渡しとなりますので、移設・撤去・再築造及びその費用負担等については、県は対応しません。
- (10) 物件の敷地内及び敷地上空又は隣接地等に電柱(電信柱・電柱付属物・電線等を含む)・支線・ゴミ置き場・道路設置物(ガードレール等)・道路標識(カーブミラー等を含む)等がある場合の移設・撤去等の可否等の取扱いについては、設置者又は管理者等にお問い合わせください。県ではこれらについて対応しません。
- (11) 物件の敷地内(地中を含む)にゴミ(家電等を含む)・ガラ・碎石・切り株等が存在する場合があります（品質）が、撤去及びその費用負担等については、県は対応しません。
- (12) 現状での引渡しのため、現地の除草・伐採及びその費用負担等については、県は対応しません。

案 内 図



表 題 部 (土地の表示)		調製	平成16年11月10日	不動産番号	0808000308834
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	藤枝市藤岡一丁目			余白	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
50番179	雑種地	1487		50番から分筆 〔昭和42年7月24日〕	
178番	余白	余白		①昭和42年7月26日変更 〔昭和42年7月26日〕	
余白	宅地	1487	62	②③昭和41年4月1日地目変更 〔昭和42年7月28日〕	
余白	余白	1494	15	③錯誤 〔平成11年4月27日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成16年11月10日	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	合併による所有権登記	昭和42年7月15日 第7898号	所有者 静岡県 順位1番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成16年11月10日



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

(静岡地方務局藤枝支局管轄)

令和7年8月7日

静岡地方務局

登記官

藤 沼 正 彦

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、

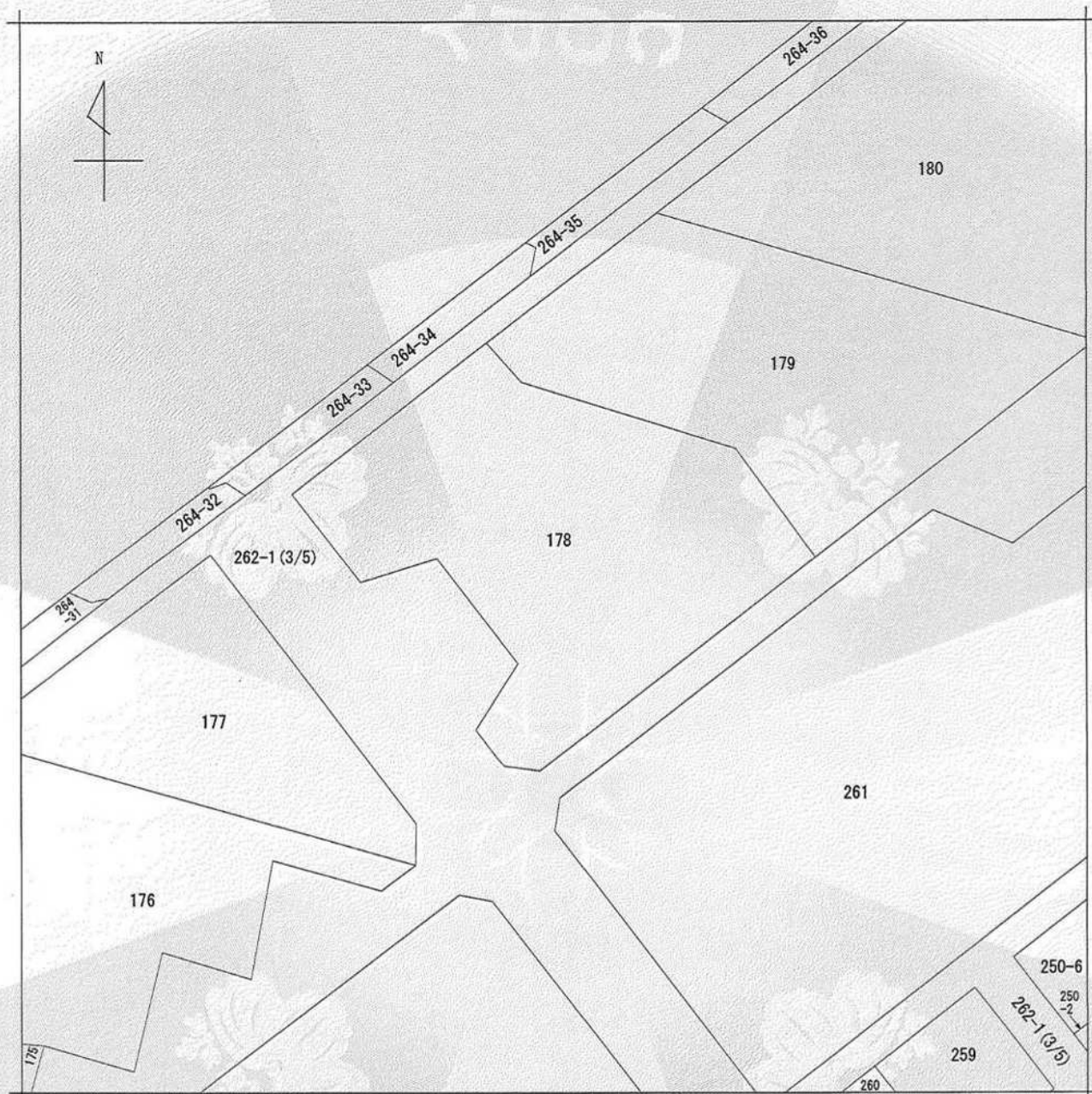
登記官が嘱権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

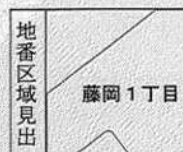
整理番号 K40930 (1/1)



1/1



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	藤枝市藤岡一丁目				地番	178番			
出力縮尺	1/500	精度区分		座標系 番号又は 記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日 (原図)				補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

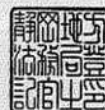
(静岡地方方法務局藤枝支局管轄)

令和7年8月7日

静岡地方方法務局

登記官

藤沼正彦



A3からA4に縮小

請求番号：38-1
(1/1)

公用

登記年月日：平成11年4月27日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(静岡地方方法務局蔵校支局管轄)
令和7年8月7日 静岡地方方法務局

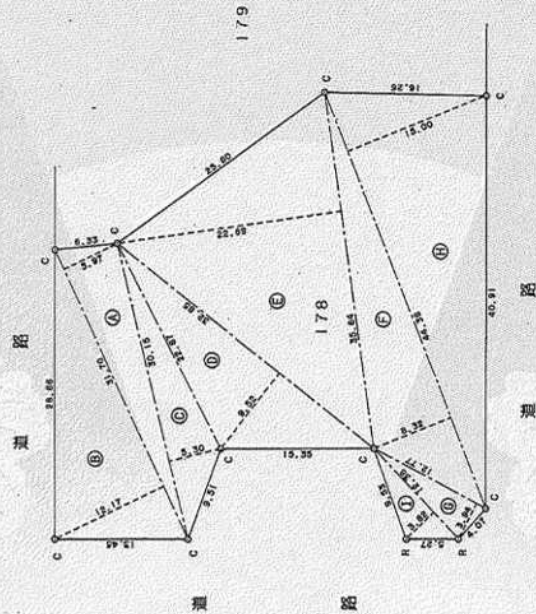
0058271

地積測量

地番	178
土地の所在	藤枝市藤岡1丁目

三測求積表

地番 NO.	①178	底辺	高さ	延面積
A	31.70	5.97		189.2490
B	31.70	12.17		385.7890
C	30.15	5.30		159.7950
D	32.65	9.52		312.7320
E	35.64	22.69		808.6716
F	44.36	8.32		369.0752
G	12.77	3.94		50.3138
H	44.36	15.00		665.4000
I	12.38	3.82		47.2916
		延面積		2988.3172
		地積		1494.15 m ²



測量
11.4.27
処理

測量図番号 S...石地 C...コンクリート地 P...アスファルト地 R...コンクリート地 M...金属地 (単位m)

嘱託者	中一様一六
測量者	石川嘉延
縮尺	1/500

A3からA4に縮小

静岡県土地家屋調査士会指定用紙

作製者	土地家屋調査士 東田 明
測量者	藤枝市大手2丁目3番11号 田 明
測量日	(平成11年3月15日作成)



藤田正彦

登記官